

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

厚生常任委員会会議録			
日 時	平成 2 7 年 7 月 2 日 (木)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 5 時 0 2 分
場 所	第 1 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	新谷委員長、松田副委員長、高橋（龍）・高野・鈴木・ 中村（誠吾）各委員		
説 明 員	生活環境・医療保険・福祉・病院局小樽市立病院事務各部長、 保健所長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 <			

～会議の概要～

○委員長

開議に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げます。

過日開催されました当委員会におきまして、委員各位の御支持をいただき、委員長に、私、新谷としが就任いたしました。もとより微力ではございますが、副委員長をはじめ、委員各位及び理事者各位の御協力をいただきながら、公正で円滑な委員会運営に努めてまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

なお、副委員長には松田委員が就任いたしましたので、御報告いたします。

改選により委員の構成が変わっておりますので、部局ごとに理事者の御紹介をお願いいたします。

(理事者紹介)

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、高橋龍委員、高野委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、陳情提出者から趣旨説明をしたい旨の申出がありますので、説明を受けるため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 1 時 05 分

再開 午後 1 時 10 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

この際、理事者より報告の申出がありますので、これを許します。

○委員長

「いなきたコミュニティセンター使用料の適用区分の誤りについて」

○（生活環境）小山主幹

いなきたコミュニティセンター使用料の適用区分の誤りについて説明させていただきます。

本件は、指定管理者である株式会社小樽ビル管理が小樽市コミュニティセンター条例の読み違いにより、指導者や見学者以外の大人の利用があったにもかかわらず、高校生以下の減額した料金を適用していたものであり、平成 27 年第 1 回定例会予算特別委員会後に調査した結果と、今後の取扱いについて報告するものであります。

資料をごらんください。

1 の調査対象期間についてですが、地方自治法第 236 条第 1 項により 5 年で時効が成立するため、調査期間につきましては平成 22 年度から 26 年度の期間で調査しております。

2 の調査方法についてですが、調査対象期間中の使用申請書を確認し、指導者及び見学者以外の大人の利用があったものと考えられる申請書を抽出いたしました。

3、調査結果ですが、表に記載されておりますとおり、指定管理者小樽いなきたコミュニティセンター運営委員会、期間、平成 22 年 11 月 24 日から 23 年 3 月 31 日まで、活動内容といたしましては、空手、回数 31 回、誤って減額した金額 3 万 7,200 円、これ以降、23 年 4 月からは指定管理者が株式会社小樽ビル管理に変わっております。期間、平成 23 年 4 月 1 日から 27 年 3 月 31 日まで、同じく空手の団体で、回数 365 回、減額した金額 43 万 9,700 円、同じく小樽ビル管理、期間、平成 26 年 11 月 16 日から 27 年 1 月 25 日まで、活動内容といたしましては、バスケットボール、バレーボール、回数 2 回、減額した金額 5,000 円、以上合計いたしまして、回数 398 件、減額した金額合計 48 万 1,900 円となっております。

4、調査結果後に顧問弁護士と協議をいたしました。

(1) 減額した使用料につきましては、①既に解散した小樽いなきたコミュニティセンター運営委員会には責任は問えない。②株式会社小樽ビル管理は使用料徴収事務委託契約に基づく義務を履行していないので、誤って減額した使用料を市の歳入（民生使用料）に支払うこととなるが、履行遅延に基づく延滞金や賠償までは必要ない。

(2) 市の管理・監督に対する責任等につきましては、数年間誤りに気づかなかった市の監督責任も不十分な部分はあるが、それが理由で市が未収使用料の一部を負担するような過失には当たらないとのアドバイスをいただきました。このアドバイスを基に、総務部と協議しました。

5、その結果としてですが、株式会社小樽ビル管理に対し、誤って減額した使用料、空手団体利用分43万9,700円足すバスケットボール、バレーボール団体利用分5,000円、以上合計44万4,700円の支払を求めることといたしました。

なお、今回このような事件が発生しましたが、6の再発防止といたしましては、(1)使用許可申請書の適用区分をわかりやすくするため、平成27年4月より様式を一部見直しして、現在使用しております。(2)指定管理者が市に提出する毎月の業務状況報告書に加えまして、随時申請書等の確認を行うことといたしました。

本市といたしましては、このような事故が発生したことを重く受け止めております。今後、指定管理者に対して、再度、関係法令を遵守し、業務を行うよう指導し、あわせて市の管理監督につきましても強化して、再発防止に努めてまいりたいと考えております。

○委員長

「北海道後期高齢者医療広域連合について」

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

平成27年第1回定例会以降の北海道後期高齢者医療広域連合の状況について報告いたします。

資料をごらんください。

委員の任期満了による北海道後期高齢者医療広域連合協議会議員補欠選挙の結果についてであります。平成27年6月4日に選挙会が開催され、当選人が決まりました。

1の市長区分では、定数6人に対して、秋元克広札幌市長をはじめとした道内の市長6人が当選人となりました。

2の町村長区分では、定数5人に対し、神薮武秩父別町長をはじめとした道内の町村長5人が当選人となりました。

3の市議会議員区分では、定数8人に対し、鈴木健雄札幌市議会議員をはじめとした道内の市議会議員8人が当選人となりました。

4の町村議会議員区分では、定数7人に対し、岩井英明赤井川村議会議員をはじめとした道内の町村議会議員7人が当選人となりました。

合計26人について、いずれの区分も候補者の数が定数を超えないため、無投票により当選しております。

○委員長

「小樽市立病院駐車場の管理運営等について」

○（病院）事務部事務課長

小樽市立病院の管理運営等について報告いたします。

最初に、駐車場整備工事の概要につきまして報告いたします。

資料の(1)概要をごらんください。

駐車場面積は7,440.89平方メートルであります。駐車台数は約250台、うち身体障害者用5台と予定しております。平成26年度に阿部・久保・西條・宮本特定建設工事共同企業体と工事請負契約を締結した市立小樽病院解体・駐車場整備工事の工期は平成26年11月11日から平成27年10月31日まで、また請負金額は5億4,972万円となっております。

す。

現時点では、解体工事部分をおおむね終了しており、その後、舗装工事など駐車場整備工事を進めてまいります。
次に、駐車場の管理・運営について説明いたします。

資料の（２）管理運営をごらんください。

駐車場は、24時間終日使用可能とします。

駐車場の管理・運営は、行政財産の目的外使用許可とし、駐車場の料金収入をもって駐車場の管理運営費用に充てるものとします。

管理・運営事業者の選定につきましては、病院局内に小樽市立病院駐車場等管理運営事業者選定委員会を設置し、公募型プロポーザル方式で選定いたしました。４事業者からの企画提案を受け、総合評価方式により評価を行った結果、タイムズ24株式会社を最優秀提案者として選定したところです。

駐車場料金の支払方法は、現金及びクレジット対応可能な無人の精算機を出口ゲートに設置し、病院内にも事前精算機を設置することを検討しております。

最後に、駐車場の料金であります。

資料の（３）駐車場料金（案）をごらんください。

まず、駐車場は有料といたします。料金区分を外来患者、お見舞い、一般の３区分とし、区分ごとに料金は外来患者は１回100円、お見舞い患者は２時間まで100円、以降１時間ごとに100円、一般は30分ごとに300円とし、身体障害者の方は無料といたします。

なお、工事の進捗について共同企業体と協議を進め、１日も早い駐車場の供用開始を目指してまいります。

○委員長

次に、今定例会において付託された案件について御説明願います。

「議案第８号及び第９号について」

○（生活環境）管理課長

議案第８号及び第９号動産の取得についてを一括して説明申し上げます。

今回提出いたしました議案は、家庭ごみ収集用の小樽市指定ごみ袋合計618万5,000枚を２分割し、その買入に係る契約をそれぞれ締結するものであります。

指定ごみ袋の買入に当たりましては、商工業振興を目的として市内業者の受注機会の拡大を図るべく、従前から分割発注を行ってきたところですが、今回いずれの契約も予定価格が3,000万円を超えることとなりましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条に基づき動産の取得に係る議案として提出したものであります。

まず、議案第８号は、小樽市指定ごみ袋その１の買入れとしまして、燃やすごみ用と燃やさないごみ用の合計298万5,000枚を取得するもので、取得価格は2,773万2,942円、契約の相手方は株式会社大丸安田となっております。

次に、議案第９号は、その２といたしまして、燃やすごみ用320万枚を取得するもので、取得価格は3,032万7,480円、契約の相手方は株式会社シーガルとなっております。

○委員長

これより、一括質疑に入ります。

なお、順序は、自民党、公明党、共産党、民主党、新風小樽の順といたします。

○鈴木委員

よろしくお願いいたします。

◎陳情第１号市道「幸２丁目12番付近」の横断歩道設置方について及び陳情第３号赤岩１丁目道路の安全対策方

ついて（信号機の設置）

本日、陳情第 1 号市道「幸 2 丁目 12 番付近」の横断歩道設置方について及び陳情第 3 号赤岩 1 丁目道路の安全対策方について（信号機の設置）ということで、委員会で現場を視察させていただきました。これに対しまして、いろいろな方向性があるのですけれども、まず一般論としてお聞きしたいのですが、例えばこの横断歩道の設置方、信号機の設置が採択された場合、そこから後、どういう手続になるのかをお示してください。

○（生活環境）生活安全課長

市では交通規制をする信号機や横断歩道を設置する権限がございません。小樽警察署を通しまして、信号機及び横断歩道の設置権限がある北海道公安委員会へ要望書を提出することになります。北海道公安委員会は、全道でかなりの数の要望がありますので、陳情が採択された後、小樽警察署が独自に現地調査を行います。そこでは車両、それから通行者がどのくらいいるのか、冬の道路交通安全対策は万全か、信号機、横断歩道がなければ絶対に渡れないか、そのようなことを調査しまして、北海道公安委員会へ要請するかどうかを決めると聞いております。

○鈴木委員

そうしますと、公安委員会をお願いをして、実地検分をするのは小樽警察署であると。そして、今おっしゃったように、夏季も冬季もそういうことで必要性を調べるということですから、これ自体は結構時間がかかるというふうに思うのですけれども、その点については何かお聞きなのでしょうか。

○（生活環境）生活安全課長

市民からの要望というのが陳情だけではなくて、町会だとか、各種団体だとか随時上がってきますので、私が聞いたところでは、年明け 1 月くらいにまとめて公安委員会に要請するのですけれども、その前に実地検分だけはあらかじめ小樽警察署で陳情が上がった段階で行うと聞いております。

○鈴木委員

それでは、最後に聞きますけれども、こういう事例で信号機を要請しているというのは現在ありますでしょうか。

○（生活環境）生活安全課長

今から 4 年前に望洋台のローソンの出口のところについて同じように厚生常任委員会で陳情を採択していただいて、公安委員会に要請したことはあるのですけれども、残念ながらまだ設置には至っておりません。

といいますのは、小樽警察署を通して確認しましたところ、昨年度で全道で信号機の新設というのは、一般道で 3 基しか認められなかったということなのです。今年度につきましては、何基ぐらいつくのでしょうかと聞いたところ、今年度は 11 基つくのですけれども、そのうち 8 基は新幹線、それから高速道路の間のバイパスの交通量の多いところの特定要件にあったところが 8 基でございまして、実質的に一般道路は 3 基しかやはりつかないということなのです。これにつきましては、警察の肩を持つわけではないのですけれども、なぜかといいますと、北海道自体の予算がマイナスシーリングになっていることが一つと、今から 20 年前、平成 6 年、7 年のころ、北海道は全国一の交通事故の件数がありまして、ワーストワンを返上するというので、特別の予算がついて、そして国からも特定財源の予算をいただいて、かなりの数の新設の信号機、横断歩道、それから表示器がついたのですが、信号機につきましては、耐用年数が 20 年ということがございまして、全部立替えといいますか、修繕という形に追われていまして、なかなか新規まで手が回らないというのが実情だそうです。

○鈴木委員

かなり競争率が高くて、実現性はなかなか難しいけれども、ただこれはやはりお願いしないとつくことが全くないということですので、こうやってお願いすることも必要なかなというふうに思っております。

◎医療費無料化に向けた制度設計について

医療費無料化に向けた制度設計についてということでお聞きしたいと思います。

共産党の川畑議員の再質問の答弁の中に、この子供医療費無料化のプロセスのくだりで、福祉医療の助成は 8 月

が更新時期でございますので、これからやりまして一番早く平成28年8月からというのが最短ということでお答えになっているわけであります。

それはお聞きしたのですけれども、それでは現制度は今どうなっていて、どういう段階を踏んでこういう最短ということになるのかをお聞きしたいと思います。

それで、まず乳幼児医療助成制度は、昭和48年から実施されている助成制度であります。これについては何回か改正がありました。そして、乳幼児医療の助成制度の拡大という意味での影響の大きかったものは、まず何か、そして、その改正はどのような内容でどのような手続、そして予算が伴ったのかを含めてお答えください。

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

乳幼児医療の制度改正で拡大を行ったものについての例を今お聞きいただいたので、それについて紹介いたしたいと思います。

拡大制度の改正の例としては、平成23年8月1日から、それまで小樽市内の医療機関のみに適用だった現物給付といいまして、病院の窓口で受給者証を示して自己負担が軽減されるという方式があるのですけれども、その方式の採用を小樽市内だけだったものを札幌市内の医療機関に拡大しております。

その手続につきましてですが、札幌市内の医療機関に現物給付を拡大するべく、まず小樽市の医師会、歯科医師会、薬剤師会、この3師会と事前の協議を行いました。そして、その後に、札幌市の医師会、歯科医師会、薬剤師会と協議をいたしまして、協定を結んでおります。

なお、市外の医療機関を受診した場合の助成はそれまでの既定の条例の内容と変わることがなく、範囲内のことであったため、これに係る条例の改正はその当時行いませんでした。

予算が伴ったのですかということですが、当時の試算でこの拡大による影響額が既定予算の範囲内でおさまることが推計されましたので、当初予算で執行いたしております。

○鈴木委員

札幌市内の医療機関での助成が現物給付化されるということで、その周知が必要だということです。どのような周知をしたのか、それから今回の乳幼児医療制度の最終的に最短で行うときにこの周知とかいうのがかなり重要視されているのですけれども、その周知はどのぐらい前から必要だったのか、お答えください。

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

周知の方法ですけれども、まず札幌市の医師会、歯科医師会、薬剤師会の3師会を通じまして、各団体に所属している医療機関に通知文を送っていただいております。受給者に対しましては、毎年8月1日に受給者証が更新となるため、継続する受給者については更新の受給者証をお送りする際にチラシを同封して周知をいたしております。また、広報おたるの8月1日号、それから小樽市ホームページ、また新聞等への報道依頼などで周知を図らせていただいております。

周知のどのくらい前からということですが、この3師会へのアプローチなのですが、施行する8月1日の約4か月前から取り組んでおります。受給者への周知は、更新の受給者証を送付するタイミングですので、約1か月前にお送りいただいております。

また、広報、ホームページ、新聞報道依頼につきましては、施行日の8月1日直前に行っております。

○鈴木委員

今のお話ですと、4か月は必要ということになるわけですね。そうしますと、平成28年8月からの最短の日程ということになりますと、この前段にあります予算額を決め、そして準備をまず確立するというのを最低いつまで決めないとこの最短のロードマップといいますか、そういうのに載らないのかということを御説明いただきたいと思います。

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

平成28年8月開始のための最短ということになりますと、28年の第1回定例会で提案する形になるかと思えます。

○鈴木委員

そうしますと、これは市長公約でもありますので、それに向けて皆さんは準備されるように指示を受けているわけですね。そうしますと、平成28年の第1回定例会に予算を出さなければならないということですね。そうしますと、その前に助成を拡大すべきか、そのあたりの規模につきましては、小樽市人口対策会議を経ましてということですから、その会議、そして拡充すべきかうんぬんを逆にそこから追っていくと決めなければいけないのですか。

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

人口対策庁内検討会議ですけれども、今年度の夏ごろに開催されると担当部局から聞いております。ですので、そこでの議論を経まして、予算規模などは全体的な財政状況を勘案しながら練っていく形となろうかと思えますので、提案させていただくのは第1回定例会となりますけれども、10月とか11月とか、予算ですので、10月ぐらいにはあらあら形を整えたものをつくり込んでいかなければならないというふうに考えております。

○鈴木委員

そうですね。今、市民の方はいつから始めるのかというのもさることながら、一体どういうところで内容を検討するのかということをお聞きになりたいのですよね。そして、今おっしゃったように、人口対策会議が夏ごろとしますと、第3回定例会が決算ですから、それを含めて御判断されるということになろうかと思えますけれども、そうすると、第4回定例会にはこの中身を、予算の件は別としても、出していただくということには最低なってくるかなと。第1回定例会が当初予算ですからそのときに詳しいものは出るのでしょうかけれども、その概略ということになりますと第4回定例会には出てこなければいけないと思うのですが、いかがですか。

○医療保険部長

この制度は今、既に準備を進めておりますし、条例も改正しなければならない。結構なボリュームの作業がございます。一番の肝は、この制度を始めますと、結構市の財政負担を伴うものですから、なかなか一度始めたものを、拡大したものを縮小するというのは難しくなりますので、継続してこの財政負担に耐えられるかというところだと思うのです。ですから、その辺は第4回定例会で方向性まで出せるか、平成28年度の財政状況がどう見極められるか、この辺にかかってきますので、やるやらないは市長も代表質問の答弁でそれをやりたいということでおっしゃっていますので、やるにしても規模はそこまでに詰められるかどうかは今の段階では明言はできないというところがあります。そこで、第4回定例会までに規模を決められるかどうかというのは、少し微妙なところだと思います。

○鈴木委員

今の時点ではそうだということで理解をしておきます。

それで、答弁の中でよく小樽市の現行の助成範囲を全額助成無料化した場合の影響額は約4,000万円ということですね。それで、小学生の入院外を全額助成無料化した場合は、プラス1億円弱というお話を聞いているのです。では、このベースになる何にプラス4,000万円、何にプラス1億円かというのが出ていないものですから、ベースになる金額と、そうしますと4,000万円上乗せ、1億円上乗せというのがわかるので、このベースの金額をお示しいただけますか。

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

この乳幼児医療のベースになる金額は平成25年度決算数値で報告します。1億1,734万2,000円となっています。

○鈴木委員

そうしますと、ベースが1億1,700万円。それで、4,000万円で1億5,700万円、そしてそこからですと2億5,000

万円になるのですね、最終的に。一番、市長がされたいということを全部すると 2 億 5,000 万円ということによろしいですね。

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

つけ加えて話させていただきますと、今、紹介した数字、1 億 1,700 万円は助成費の総額でして、これに道の補助として 2 分の 1 の補助金が入ってまいりますので、実質的な市の負担につきましては、約 6,000 万円となっております。

○鈴木委員

そういったことで、今、大変注目されている制度というか、皆さん期待されておりますので、本当にできるかどうかは先ほど部長がおっしゃったようになかなか難しいものがあるかとは思いますが、そういった公約ということでございますので、やっていただくということでよろしくお願いいたします。

◎周産期医療について

三つ目なのですが、周産期医療についてお聞きしたいと思います。周産期医療につきましては、これも本当に市民の皆さんに注目されておまして、大変なことになっているなど、それは去年の、今すぐではないですね。去年の 11 月ぐらいから、もうその話がありまして、いつそれを解消できるのだろうということでお待ちをしていたのだけれども、実際 7 月 1 日になりまして、それができなかったということでもあります。市民の方に言わせると、では、市はどうするのだろうということなのです。今回、保健所から部署が移りまして、そういう担当になりました。代表質問でも質問されていますけれども、もう一度、現在この周産期について何をされているのか、どういう方向なのか、お知らせください。

○（福祉）主幹

現在の状況につきましては、関係機関との情報収集ということで協会病院、医師会にも御挨拶には伺わせていただきました。

それで、現状についても若干確認させていただいているのですが、今後その得た情報に基づいて何をどういうふうに進めていくかという明確な計画については、大変申しわけないのですが、今の段階ではお示しできるものはない状況になっています。

○鈴木委員

部署的にはそういうお答えだったのだと思います。ただ、これは言っていないかどうかということがありますが、保健所で今まで動いていらしたんですよね。そういったラインといいますか、道とのパイプとか、いろいろな部分をそれを全くとめてしまっているのか、それも利用しながら今の部署も動いているのか、やはりいろいろな手だてをしていただいて、本当になかなか難しい問題だとは思いますが、それこそ尽くせる手は全て尽くしてやっていただきたいというのは、これは市民の思いであります。その点については現状どうなのでしょう。

○（福祉）主幹

担当部署につきましては、保健所から移管しましたが、全く連携がとられなくなったわけではありませんので、関係資料を引き継いでいるのもそうですし、やはり情報交換というのは常に随時行っているような形で今後も専門的な知識が必要になった場合には意見等を伺いながら、研究していきたいと考えております。

○鈴木委員

そうですね。連携をそうやっていろいろ関係者から事情を聞いてと、それは本当にわかるのですよ。それで、逆に言うと、本当に周産期ができて、それをずっと続けていくということに対しても、本当に必要なことだと思うのです。でも、今求めているのは、本当に周産期の医師が欲しい、協会病院ですけれども、来ていただきたい、それに尽きるわけなのです。そうなりますと、やはり市のトップ、市長は道との関係がどうにしろ、小樽市として本当

にこの問題だけは特に何とかしていただきたいということで、お願いに行くのが筋かというふうに思うのです。内部でいろいろ聞き取りをやっているそういうものは必要ですよ。必要ですけれども、それとは別に、やはりトップの方がしっかりそういう思いを表す、これはなくてはならないというように思っています。今、市民が皆さんのお答えを聞いて、今、鋭意関係者の意見を聞いている、そういうのを聞いたら、今それかいという状態だと思うのです。ですから、トップに動いていただく、これは必要だと思うのです。その点についてはどうですか。

○福祉部長

今日は市長がおりませんが、この問題、周産期の問題は本当に残念ながら、今、特効薬のようなものがあるわけではない中で、協会病院を地域周産期母子医療センターに北海道が認定していると。そういう中で、やはり北海道に基本的には働きかけをしていかなければならない状況。これは市長も答弁をしていますけれども、それは地元として、あるいは北後志の 5 町村と連携してというのがありますし、さらには後志管内の町村とさらに連携を大きくして、北海道には要望していくという必要がございます。市長も本会議でも答弁しておりますけれども、できるだけ早いうちにそうした北海道への要望、アプローチしていくというふうに言っておりますので、今後その情報収集も早期に進めながら、できるだけ早いうちに北海道への要望がなされるように考えているところであります。

○鈴木委員

行っていただくという答弁をいただきましたので、先ほど言ったように、北後志というか、後志圏の町村長も、みんな小樽市の市長がやはり直接お願いしてほしいということなのです。確かに言ったとおり、何かが決まってこういうのを持っていけばというのがありますけれども、まずはこれだけ切実だということを市長みずから足を運んでお願いをして、そしてこの窮状を訴えていただきたい。このことが早急に周産期医療を立て直せるかというのはわかりませんが、少なくともその意思、その行動というのは、小樽市民にとってやはりこの市がしっかりと取り組んで前向きだということを表せる、まず今できる一つだというふうに思います。ですから、早急に部長からそういうふうに言ったのですから、やはり行っていただいて、そういう関係各位に御挨拶をしてお願いをすると、それはすぐやっていただきたいということであります。よろしいですか。

○福祉部長

私が言ったということよりも、市長みずから言っておりますので、そういった方向で動いていくということで御理解いただければよろしいかと思います。

○鈴木委員

そういうことで、今、特効薬はないということでございますけれども、保健所にもお願いをしたのですが、今までのラインをしっかりと教えてあげて、本当に一体となってやっていただきたい。お願いをいたします。

それでは、最後の質問に参ります。

◎小樽市立病院におけるがん治療について

今、日本人の 2 人に 1 人ががんになり、3 人に 1 人ががんで亡くなるということで、私のそばにも胃がんだったり肺がんだったり、本当にがんの方が多いです。今回、市立病院が新しい機械をいろいろ入れまして、そして病院長が前から言っていましたけれども、新病院では、がん、脳卒中、心臓病、認知症、予防医学の 5 部門に力を入れるということで、特に病院局長もおっしゃっていましたが、がんに対してしっかりと治療、そして予防できるようにしていきたいというお話でありました。これだけ本当にがんの罹患者が多いという中で、やはり今までほかの地域、札幌地域でありますけれども、診療報酬がかなりそちらにがんの関係でも流れている。それをしっかりとこの小樽市立病院でも治していただけるということをアピールしていただいて、そして本当はかからないし、ならないにこしたことはありません。これは本当にそうなのですけれども、もしそういうふうになった場合は、この地元、そしてこの市立病院でしっかりとそういったことを治療していただくということを発信していただきたいので、私が今ここで聞きたいのは、せっかくこの市立病院になりまして、いろいろな機器が入りました。このことについて、

まず、がんの拠点病院というのがあります。そして、これが指定病院とまたもう一つあるのですけれども、小樽市立病院は、がんの特定病院ではないですが、この違いについて示していただけますか。

○（病院）事務部次長

まず、がん診療連携拠点病院なのですけれども、これは国で指定している病院で、がんの状態に応じまして適切ながん医療が受けられるということで、道内では21の医療機関が国のがん診療連携拠点病院に指定されております。一方、今、小樽市立病院は、北海道が北海道がん診療連携指定病院ということで、これは21の拠点病院があるので、道内の第二次医療圏の中でその拠点病院はどうしても都市部に集中しておりますので、拠点病院がない第二次医療圏があるということで、そこを補完する意味で、北海道が指定しているがん診療の連携の指定病院ということで、国の指定と道の指定ということの違いということになります。

○鈴木委員

国が指定、道が指定、それはわかるのですけれども、独自の要件によると書いてあるのです。独自の要件により北海道がん診療連携指定病院を指定することとしました。私が聞きたいのは、その医療レベルということなのですが、この二つは、その点については遜色はないということなのですか。

○（病院）事務部次長

この国の拠点病院と道の指定病院の要件の違いなのですけれども、基本的には国の拠点病院の要件をそのまま同じ要件としている部分と、若干それを緩和というか、緩めている部分、あとは道の指定病院の特殊な要件としますと、がんサロンの設置ということなのですが、例えば国の拠点病院は五大がん、胃がん、肺がん、大腸がん、肝臓がん、乳がん、この五大がんを全部診療しないとなりません。あと北海道の指定病院はこのうち主に診療しているがんがあればいいと。ですから、五つ全部でなくても一つ以上診療していればいいというのがありますし、あともう一方では放射線の治療機器なのですけれども、国の指定病院は放射線の治療機器というのは、必置というか、そこで放射線の治療機器があつて、治療しないとできませんが、北海道の指定病院はその病院に放射線の治療機器がなくても、そのほかの医療機関と連携ができればいいとか、そういう要件の違いというか、若干道のほうが国の要件よりも緩和されているというか、少し緩くなっている部分があるというところになります。

○鈴木委員

少し緩くなっているとか、そういうことはよくわからないのだけれども、早い話、この小樽市立病院、先ほどの前段でありましたようにがん患者が、いろいろ多いのです。そういった形で、では、市立病院はどういうがんが得意であるのか、そしてそういう症例とか、変な話、このがんは小樽市立病院に任せてくださいと言える、そういう分野というのはあるかどうかをお聞きます。

○（病院）事務部次長

市立病院で一番多いがんというか、最も代表的な取り扱っているがんとしては、大腸がん、胃がん、消化器系ですね。あと乳がん、あとは泌尿器科系で前立腺がん、膀胱がん、あとは脳神経外科がありますので脳腫瘍、そのほかにもありますけれども、そういうところが代表的というか、現在、市立病院で診療を行っている主な、件数的に多いようながんになっております。

○鈴木委員

私がなぜこの質問をしているかというのは、このやりとりを通して、市民の皆さんにこのがん治療に関しまして小樽市立病院が権威であつて、そして安心して任せてくださいということを答弁してくださいということなのです。ですから、逆に言うと、今の答弁ではなくて、もうきちんとこのがんについては本当に私どもでしっかり対処できますとか、そういうお答えをいただきたいのです。こういうふうにやっていますとかではなくて、これをしっかりアピールの場と考えていただいて、なぜかといいますと、旧市立病院の場合と医師は変わりません。しかしながら、本当に医療機器、そして設備、そういった面ではっきり言って、敬遠されていた部分がかなりあるのです。ですか

ら、医師とか腕は変わらないのだけれども、やはり設備、そして環境、そういうものでしっかり今の医師の腕を発揮できるということをこの場で言っていただきたいということなのです。

○（病院）事務部次長

今、新病院になりまして、一番特徴的なものはがん診療でいけば、リニアック、放射線治療機器を新しくしております。ですから、今までの古い機器ですと放射線の治療が 1 種類で強さも一定だったものが、今は複数の放射線の種類を出せますし、強さも調整できます。あとは、照射する範囲も調整できますので、正常の細胞への影響を最小限にできるということもありまして、これまでより強さも調整できて深いところに照射できますので、今まで古い機械では対応できなかった食道がんですとか、喉頭がん、あとは子宮頸がんなど、そういうものにも対応できます。ですから、新病院の基本理念でも、市民に信頼されまして質の高い総合的医療を行うと、あと地域基幹病院を目指すということですから、できるだけ小樽市内で完結できる、市立病院で完結できるような医療をこれから取り組んでいかないとならないと思います。ただ、がんによってもいろいろな状況があるものですから、このがんは絶対小樽市立病院で大丈夫というのは今ここで私の口から言うことはできないのですけれども、あと PET-CT も導入していますし、リニアックも新しくなったということで、これまでよりは当然高度な医療ができますので、今後できるだけ札幌に行かなくても済むように小樽市内で完結できるように努力してまいりたいと考えております。

○鈴木委員

今そういうお話なのですけれども、今いろいろな本が出ています。有名な病院、それからがんだったらここへ行けとか、本当にそういうふうに出ているわけです。そういった中で、今、本当に選ばれる状態になっています。遠くても治る病院には行きます。そういったことを考えると、皆さん、うちはここに関しては本当に症例もやっているし、権威といたら、自分で権威と言うのもおかしいのだけれども、ここの病院はそういう事例というか、症例もしっかりと対応している。そういうことを売りにしている部分もあるのです。だから、五大がん全部やれとは言っていないのですけれども、少なくともこのがんに関しては責任を持って対処できる。それはそれで死亡されてもそんなことで訴えられるわけではありませぬので、やはりしっかりそういう自信を持ってアピールをしていただきたい。そして、本来であれば、五大がん全部やっていただければいいのですけれども、まず手始めにその得意なところからやっていただくということを思います。今のようにもう少しこれをアピールするというか、きっちりと数値的に、例えば 5 年生存率もこんなふうに上がったとか、それから発見率というのはいいのかわかりませんが、やはり自分のところにこうやって来ていただいて、PET も使って発見する率もすごく高まったとか、やはりそういう数値的なものでアピールしていただきたいのですが、そういうことはお考えですか。

○（病院）事務部次長

確かに、今、委員からおっしゃられたように、がんの統計的な数字、これはやはり病院にとりまして今後診療をどういうふうにしていくかということで大事なことだと思いますので、どういう数字の統計がとれるかどうかかわかりませんが、現在の情報の中からがんのできる限り統計的なもの、具体的な数字を出しまして、例えばホームページ等で公開していければとは考えております。

○委員長

自信を持ってアピールというところはどうか。

○（病院）事務部長

今、委員から選ばれる病院というお話をいただいています。この部分につきましては、今定例会の中でも病院局長から病院がどういう医療を提供しているのか、そういうことをやはりしっかりアピールしていかなければならない。それによって患者にどういう内容をやっていることで、そこに対して患者に来ていただいて、それを数値的に示しできるのが一番いいだろうというふうには思っております。また、このがんの関係で申し上げますと、先月

6月20日に北海道がんセンターの名誉院長をお招きして、市民公開講座のようなところでも私どもの病院にこういう機械が入っていると、先ほどリニアックとPETの話をしておりましたけれども、そういうことも紹介していただいていますので、さまざまな媒体を通じて病院のそのやっている医療、そういうものを情報提供していきたい。これは、今、病院局長が考えていることでもありますので、そういうことを積極的に提供していきたいというふうには思っております。

○鈴木委員

では、これで終わりますけれども、今おっしゃったように、本当に今、市立病院は大変混んでいますよね。サービスもよくなりました。本当にそう思います。私もかかっていますから思うのです。ですから、こういうときにしっかりと道筋をつけていただいて、今後もやはり収支も含めてなのですけども、しっかりとできるように、今このときから発信していただきたいということでございます。

○（病院）事務部長

情報発信が何よりも大事だというのは私どもも院内でも共有しておりますので、どういうものが出せるか含めて検討して出せるものから順次やっていきたいというふうに思います。

○委員長

自民党の質疑を終結し、公明党に移します。

○松田委員

◎陳情第6号朝里におけるまちづくりセンターの建設方について

最初に、先ほど陳情の趣旨説明がありましたが、朝里におけるまちづくりセンターの建設に関連して何点か確認の質問をさせていただきます。

まず、設置場所なのですが、我が党の厚生常任委員会の前委員であった斉藤議員が、2年前の当委員会で山田元市長は、朝里まちづくりセンターの建設場所については、もし次にコミュニティセンターを設置するとしたら、朝里十字街の市有地にしたいというふうに答えており、中松前市長もそれを了解したというふうに伺っておりますが、設置場所については今もその考えにこの場所で変わりはないのかどうか、この点について確認させていただきたいと思います。

○（生活環境）小山主幹

今の朝里十字街の市有地を候補地としている件につきましては、これまでと変わりありません。

○松田委員

次に、総合計画における位置づけということでお聞きしたいと思いますけれども、第6次小樽市総合計画の中では、参加・協働によるまちづくりの推進として、地域コミュニティの強化が挙げられており、また、平成26年4月から第6次小樽市総合計画後期実施計画では、周辺市街地の整備として地域コミュニティの強化を図ることを目的に活動や交流の拠点となる施設整備に向けた調査研究をするというふうに述べられているのですが、ここでいう調査研究というのは、具体的にどのような内容のことをいうのか、この点についてお示し願いたいと思います。

○（生活環境）小山主幹

御存じのとおり、朝里十字街の市有地は商業地としてかなり価値の高い場所でありますので、直営で市が建てるのか、例えば民間の力をおかりして建設するPFI方式など、建設についてどのような方法がベストであるかということを今調査研究しているところであります。

○松田委員

次に、2年前の当委員会で同じく斉藤議員から市の担当がこのまちづくり団体の定期的な懇談会に参加して意見交換をしていることに対して、その中に企画政策室の担当が参加しているけれども、その中に生活環境部として

もコミュニティ政策という専門の立場から本腰を入れて参加していただきたいと要望いたしました。そのときに当時の生活環境部長からは、企画政策室とも協議しながら、地元の方々とは今後十分協議していきたいと答えられているわけです。それで、もしその後、今答えられたとおり、この懇談会に参加しているのであれば、その懇談会であった主な皆さんから出た要望だとか、意見等があったらお聞かせ願いたいと思います。

○（生活環境）小山主幹

生活環境部の主幹が懇談会に参加し始めたのは、平成25年10月の朝里にまちづくりセンターを創る会との懇談会からで、企画政策室の職員と一緒に参加させていただいております。

それで、生活環境部といたしましては、実際に建設する部分が主な件ですので、今のところはあまり御要望とかはないのですが、要望としてこちらで受け止めているのが、先ほどもお話がありましたけれども、地域の方からは早急に建設を望んでいらっしゃるということ、それから、建設した段階での駐車場の確保、それから敷地内でのイベントを引き続きやりたいということでの御要望は聞いております。

○松田委員

そういったことで、今後いろいろとまた協議を重ねていくと思いますけれども、よろしく願いいたします。

◎周産期医療について

次に、子育て支援ということで、今回、周産期医療が福祉部に移管されたということも踏まえて質問させていただきたいと思うのですが、先ほど鈴木委員からも質問がありまして、重複する場合もあると思うのですが、この問題が昨年発生してから、もう7月ということで、7か月以上たちまして、いまだ産科医の確保ができないまま、とうとう昨日7月1日付けで、協会病院の産科が休止になりました。私も昨年の第4回定例会でこの問題についても質問させていただきましたし、また、今定例会でも他会派の方が本会議や予算特別委員会でも質問しております。この問題というのは、小樽市では本当にいろいろ課題が山積している中でも最優先して解決していかなければならない問題であり、ただ、周産期医療ということで、小樽市だけの問題でも、後志管内の町村にも影響があるということを踏まえて何点か確認させていただきたいと思います。

今までも、この7か月間、医師確保に向けて尽力されてきたということは先ほどの質問からも重々わかりましたけれども、今回ここに至るまで、確保できなかったということでの一番ネックになったこと、どうしてここまでになったのかという部分での課題だとか、また一番ネックになったのは何なのかということがわかれば伺いたいと思います。

○（福祉）主幹

医師の確保ができなかった最も大きな原因としましては、北海道はもちろんなのですが、全国的に医師が不足しているということだと思われます。協会病院からお一人退職されたといいますか、いなくなられた詳しい原因ということについては私どもは承知しておりませんが、周産期医療を続けていかなければいけないということで、協会病院でもホームページ等での公募を始めまして、厚生労働省が日本医師会に委託して行っております女性医師バンクですとか、あとは北海道地域医療振興財団のホームページ、これも求職関係のサイトなのですが、そのほか民間の医療、医師の求人サイトなどにも登録しまして、医師を募っているような状況なのですが、残念ながらなかなかめどが立たないと、そういうお話を聞いております。

○松田委員

聞くとところによりますと、確かに休止ということで新規は受け付けないものの、出産予定日が過ぎた妊婦などの一部の出産には対応するというふうにこの間の新聞報道にもありましたけれども、この対応できるケースというのがどういった、この出産予定を過ぎた妊婦だけなのか、それ以外にもこの対応できるケースがあるのかどうか、この点についてはいかがでしょうか。

○（福祉）主幹

協会病院に確認しましたところ、7月以降も対応できる方といいますのは、昨年11月21日の分娩休止のお知らせよりも前に協会病院に通っていた方で、6月30日までの出産予定日を過ぎてしまった方については対応するというふうに伺っております。

○松田委員

それで、こういうケースというのは、要するに前にかかっていた人だけは7月1日以後出産予定日を過ぎても受けるということで今答弁があったのですが、例えばやむを得ず、結局小樽の病院にかかりたいけれども、いろいろリスクもあると、その体調の部分だとか、その方の状況によって札幌の病院にかからざるを得なくて、札幌の病院を選択せざるを得なかったという方も私の知っている限り何人かいるのですが、例えば札幌の病院に行くまでに破水してしまったとか、何かそういった緊急避難的な部分ということでやはり協会病院は設備も整っていますから、そういった場合のケースという緊急避難的な部分も受け付けていただけないのでしょうか。その点はいかがでしょう。

○（福祉）主幹

申しわけないのですが、私が確認させていただきましたのは、先ほどお答えしたような内容のことです。

○松田委員

あとはおたるレディースクリニック、もうどうしてもとなれば救急車で札幌の今のかかりつけの病院にかかるしかないとなったら、本当に皆さん不安で不安で、不安だらけで、どうなるのだろうかというふうに思っているのだと思うのです。そして、先ほどいろいろな連携をとっているという、これは先ほど医師不足という中でそういったことを考えていったときには、本当に市だけの問題ではなくて国を挙げて、私たちもよく女性議員と、我が党では女性議員と国会議員とのそういうお話し合いをする場合があったときに、実はこういったケースが、今、本当に小樽は困っているのですとなったときに、やはり医師を育てる、それから医師が働きやすい場所を確保するだとか、それから女性の医師に対するバックアップも必要ではないだろうか、そういう御意見をいただいたこともあるのですけれども、そういった意味での、これは小樽がバックアップできるか、今、協会病院ということですが、そういった意味でもう少し、先ほど市長が道に働きかけるという話もありますけれども、やはり小樽市民挙げてこういったことで困るのだということをもう少しアピールできるような方法というのはないのかということについてはいかがでしょうか。

○（福祉）主幹

やはり小樽市だけではなく、後志管内の女性の方に安心して子供を産んでいただけるようなそういう環境を整えるというのはとても大事なことだと思うのですけれども、まずは医師にどういうふうに来ていただくのか、どこの関係機関に働きかければいいのかというのを、同じ言葉の繰り返しなのですが、情報収集しまして、管内の町村ですとか、あとは関係医療機関も入るのかもしれませんが、医師会も入るのかもしれませんが、協働して北海道なりに働きかけていかなければいけないというふうに思っていますけれども、まず私たちがその準備を今整えているところでございますので、はい、申しわけありません。

○松田委員

苦しいところがあるのですけれども、今、本当に私たちもいろいろと市民の方と懇談する機会があったときに、若い方、今、本当に小樽は人口が減少しているという中で、産みたくても産めるような環境にないということを、だから人口対策との連携も出ていくのだと思いますし、また子供を持っている母親たちも本当に苦慮しているのではないのかというふうに思うのです。ですから、今回これがもし何かで確保できたとしても、ただ単に今回だけのことでなくて、これからいろいろなまた同じような問題が出てくる可能性もありますし、目先にとられるのでは

なくて、長期展望に立った対策が必要なのではないかと思いますので、しっかりまた連携しながら取り組んでいただきたいというふうに、これは本当に皆さん切実な思いですので、これについてよろしくお願ひしたいと思います。

◎移動式赤ちゃんの駅について

次に、周産期医療が子育て支援であるということからの関連で、子育て支援の観点から、質問させていただきたいと思います。

私はちょうど 1 年前の第 2 回定例会の一般質問において、屋外イベントにおいてになった乳幼児連れの母親などが授乳やおむつ替えに自由に使える場所を確保するためのテントや折り畳み式おむつ交換台を自治体が用意して貸出しする移動式赤ちゃんの駅ということについて、小樽でも導入できないかというふうに質問させていただきました。

そのときは、やっているところが少なかったのですが、本州ではいくつか実施しているところもあるということで、他の自治体の事例について調査したいという御答弁でした。今回、予算書を見ましたら、移動式赤ちゃんの駅事業費が予算づけされておりまして、大変うれしく思ったのです。

そこで、伺いますが、この事業の予算づけは確かにされましたけれども、具体的にいつからこの事業がスタートするのか、この点について今後のスケジュールについてお聞かせ願ひたいと思います。

○（福祉）子育て支援課長

移動式赤ちゃんの駅の事業開始時期でございますけれども、本年の 8 月下旬から 9 月上旬をスタートのめどとしております。それで、事前に必要な物品購入などを進めていく考え方でございます。

○松田委員

8 月から 9 月となると、今年度、例えば、結局屋外ということを見ると、今年は初めての事業ですから、あまりすぐ利用できる人がいるのかなということが懸念されるのですが、この事業費として 100 万円が計上されていますけれども、この内訳についてはどのような内訳になっていますでしょうか。

○（福祉）子育て支援課長

この事業の主な購入物品といたしましては、テントが 2 セット、それから折り畳み式のおむつ交換台が 2 台、授乳用椅子が 2 脚、それからテントの保管用の物置 1 台でございます。

○松田委員

これはイベントの主催者からの申請に基づいて貸し出されることになると思うのですが、申請から貸出しまでの流れはどのようになっていますでしょうか。

○（福祉）子育て支援課長

貸出し手続の関係でございますけれども、この事業の目的ですとか、それから貸出しの条件、貸出し返却方法など、必要な事項につきましては、あらかじめ要綱などで規定したいというふうに考えております。実際の貸出しに当たりましては、イベントなどで使用する際は事前に申請書を提出していただきまして、承認の後、テントなどの貸出し物品の保管場所は奥沢保育所の敷地内に設ける予定でありまして、そこへとりに来ていただき、また使用後は返却していただく、そういう方法を想定しているところでございます。

○松田委員

それで、私が提案させていただいたときには、先ほど言いましたとおり、道内でも室蘭市だけが新規事業ということでやっていたように思うのですが、ホームページ等を見ましたら、道外ではいろいろなところで移動式赤ちゃんの駅事業を実施しているところが増えたように思うのです。道内ではどこがやっているかということについて押さえていますでしょうか。

○（福祉）子育て支援課長

道内の全てではございませんけれども、道内の主要都市 9 市の関係につきましては、室蘭市が先行いたしました

が、現時点でも実施しているのは室蘭市だけという状況でございます。

○松田委員

それで、今、移動式赤ちゃんの駅といっても、何をするのだろうかということで皆さんぴんときないこともあると思うのです。それで、この事業の市民周知をどのように考えているのか、それと赤ちゃんの駅というのは、北海道では赤ちゃんのほっとステーションということで名前を変えてやっているのですが、こういうふうにして皆さんが移動式赤ちゃんの駅とただだけではぴんときない部分もありますので、何か名称を変えるだとか、わかりやすいようにするだとか、そういった考えというのはありますでしょうか。周知方法とその部分も含めてお願いします。

○（福祉）子育て支援課長

最初にございました市民周知の関係でございますけれども、貸出物品の基本的な取扱いは要綱で定めたいと考えておりますが、貸し出す際に申請書なども用いますので、そういったものは事業開始の際、本市のホームページにこの事業の紹介ページを設ける予定でありますから、そういったところからもダウンロードできるようにしたいというふうに思っております。

それから、その事業の事前の周知につきましては、その事業開始の日程のめどがつきましたら、本市のホームページ、それから子育て支援ニュース、それから子育て支援にかかわる機関や団体などにあらかじめ周知をさせていただきたいと思っております。

それから、後段ございました名称の関係でございますけれども、もともと授乳やおむつ替えができるこの施設を一般的に赤ちゃんの駅と呼んでおります。北海道が事業化した際は、委員がおっしゃいましたように、北海道赤ちゃんのほっとステーションという名称を用いて現在使用しているところでございます。こうした2種類の名称が既にありますので、あまりいろいろな呼び方を増やしていくのも、そういったことも避けたほうがいいのではないかという点と、それからまた御指摘がありましたとおり、利用される方々にわかりやすいよう、そういった観点でこれから要綱なども規定してまいりますので、そういった中であわせて決めてまいりたいと考えております。

○松田委員

では、その点もよろしくお願いします。

それで、北海道の赤ちゃんのほっとステーションについて、今少しお話がありましたけれども、ホームページを見ますと、今6か所ほっとステーションに登録があったということなのですが、その後、現在、申請中だとかというところはありますか。

○（福祉）子育て支援課長

手続につきましては、北海道へ申請を行うものなのですが、現在申請中という施設については聞いてございません。

○松田委員

それで、実は病院関係では済生会小樽病院が既に登録になっていますが、小樽市立病院については、この赤ちゃんのほっとステーションについて登録する予定というのはないでしょうか。その点についてはいかがでしょうか。

○（病院）事務部事務課長

市立病院の1階にあります授乳室は、委員のお話の北海道赤ちゃんのほっとステーションの設置要件、おむつ替えと授乳ができるという設置要件を満たしておりますので、病院内で調整の上できるだけ早く届け出たいと考えております。

○松田委員

前に聞いたときには、登録するのには本当に授乳スペースだとか、おむつ台だとかということで、一般の施設を使うときには施設の規模の関係だとか場所の関係でできないというところが多いと聞いています。それで、やはり公共施設が率先してこのほっとステーションについてはやっていっていただきたいと思うのですが、今、小樽は観

光地であり、たくさんの方が小樽に観光に来ます。そういったことで、とりわけ赤ちゃん連れでも安心して観光できるこういうところがあるということが本当にPRの一つになると思いますので、この点についてしっかりまた拡大をしていただきたいと思いますので、この点についてはいかがでしょうか。

○（福祉）子育て支援課長

おっしゃいましたとおり、子育てされている方々にとりましては、大変外出の際の利便性の向上ですとか、そういったものにつながるものですので、これからも登録施設が増えるように周知などを考えてまいりたいと思っております。

○松田委員

よろしくお願いします。

◎小樽市生活サポートセンターたるさぼについて

では、最後に、小樽市生活サポートセンターたるさぼについてお聞きしたいと思います。

本年4月1日からこのサポートセンターが設置されました。市のホームページによれば、生活保護に至る前のさまざまな事情で生活にお困りの方の相談窓口として設置したとあります。まだ、4月1日から設置したわけですから、2か月しかたっていないので、詳しい分析などまだできていないと思いますが、現状についてお聞きます。この中では職員が不在になる場合があるので、電話等で事前に予約が必要となっておりますが、相談体制についてどのようなになっているのか、この点について最初にお聞きしたいと思います。

○（福祉）生活サポートセンター所長

たるさぼの体制なのですけれども、所長1名、主任相談支援員1名、相談支援員1名、就労支援員1名、就労準備支援員1名、事務補助1名の6人です。うち3名は市でして、あと3名は委託業者となっております。

○松田委員

たるさぼの支援内容として、3種類の事業がありますけれども、開設以降の相談件数をこの支援事業別に分けてお示し願います。

○（福祉）生活サポートセンター所長

委員のおっしゃる事業というのは、必須事業の自立相談支援事業と住居確保給付金支援事業、あと任意事業の就労準備支援事業のことかと思いますが、まずこの相談に来たものについては全て自立相談支援事業ということになります。それで、受け付けた件数は、4月から6月までの新規の相談件数は全部で89件ありました。平成26年度からモデル事業ということで、前倒しで小樽市は実施していたのですけれども、その中で継続しているケースが4件ありますので、合計で93件、自立相談支援事業としてやっています。住居確保給付金については3件、就労準備支援事業については自立相談支援事業を受けた中で、就労準備支援事業に該当するかどうかというのを検討しまして、本人に話をしまして同意を得られたものに対してこの事業になるのですが、現在3件ということになっています。

○松田委員

それで、相談者の年代がわかれば、また男女別がわかればお聞かせ願いたいと思います。

○（福祉）生活サポートセンター所長

パーセントでお答えさせていただきたいと思います。93名についてのパーセントです。男性については62.4パーセント、女性は37.6パーセントで、男性のほうが多くなっているのですが、それは他都市においても同じような傾向にあるようです。年代なのですけれども、これは各年代、ほとんど同じような数字になっておりまして、20代以下で18.3パーセント、30代16.1パーセント、40代20.4パーセント、50代17.2パーセント、60代11.8パーセント、70代以上は16.1パーセントということで、ほぼ各年代同じように相談に来ていただいているところでございます。

○松田委員

相談した結果、ここではできなくてほかの機関に紹介したケースというのはありますでしょうか。

それとあと、自立支援事業により就職先が見つかったというようなケースというのはどうでしょうか。

○（福祉）生活サポートセンター所長

相談に来た93件のうちに、我々は相談が終了したものを終結というふうに呼んでおりますが、それが31件あります。その内訳としては、就労については7件、就労以外なのですけれども、問題が解決したということが5件、そのほかに生活保護を除いたほかの機関、制度につないで終了したものが8件、生活保護の受給に至ったものが2件、もともと相談が支援の対象外という相談も中にはありまして、それが8件です。あと終結とは少し違うのですけれども、途中で連絡がとれなくなった、いわゆる中断してしまったというのが1件あります。

○松田委員

それで、今、一応生活保護を受ける前の段階での相談を受けるということだったのですけれども、やはり今聞きましたら、生活保護になったというケースが2件あったということですが、そうすると初めから生活保護の相談に行けばよかったのかなという部分もあると思うのですけれども、相談室と生活サポートセンターとの連携という部分についてはいかがでしょうか。

○（福祉）生活サポートセンター所長

相談については、相談窓口二つということで、我々がいろいろ周知するときには生活保護に関する相談については相談室へと、それ以外の相談、複数の相談で悩んでいる場合とかは、たるさぼにということだったのです。結果として、相談室につないだものというのは、先ほど生活保護開始は2件というふうになっていますけれども、相談室につないだものが全部で7件ございます。生活保護申請に至ったのは2件ですが、相談だけで終わったものや、あるいはまだ申請に至っていないけれども、今後申請に至るものもあるかと思うのですが、いずれにしても九十何件のうちの1割以下ということですので、これについては相談室とは随時連絡をとりながら、逆に相談室からたるさぼに来たものもございまして、そこの連携はとれているというふうに考えております。

○松田委員

あと、たるさぼが開設された以後と以前で生活保護の申請件数に違いだとかというのはどうでしょうか。

○（福祉）生活支援第1課長

たるさぼができてからの生活保護の申請件数の変化なのですけれども、たるさぼができてから3か月たっていますので、4月から6月までの平成26年度と27年度の申請件数の数値をお知らせしたいと思います。4月の26年度申請件数が25件、27年度も25件でした。5月は26年度は28件、27年度は27件、6月は26年度が17件、27年度が21件となっております。

これだけを見ますと、生活保護の申請件数のついてはそれほど変化はまだ出ていないということでございます。

○松田委員

まだ、開設されてから3か月しかたっていないので、それほどあれだ思うのですけれども、やはり皆さんが安心していろいろなことを、内容を見ましたら、いろいろな相談を受けているみたいですので、これから少しずつそういうたるさぼができたということでの影響が出てくるのではないかなと思うのですが、その中で住居確保給付金支給事業ということで、仕事を失った後、住むところがなくなった方やその恐れがある方に家賃に当たる額を支給するという事業があります。今の段階で支給対象になった方というのは何人ぐらいいますでしょうか。

○（福祉）生活サポートセンター所長

平成27年度におきましては、現在相談が3件ありまして、そのうち支給になっているのが1件となります。

○松田委員

これは家賃は給付でしょうか、それとも貸付けとなるのでしょうか。

○（福祉）生活サポートセンター所長

これは給付になるのですけれども、これは本人に直接支払うものではなくて、大家に支払うという形になります。

○松田委員

では、その支給額とか、それから期間、いつまで、何か月、もちろん仕事が見つかるばいいのですけれども、その期間の限度というのはあるのでしょうか。

○（福祉）生活サポートセンター所長

まず、金額ですが、これは生活保護における住宅扶助費分ということになりまして、7月から額が変わっているのですけれども、単身ですと3万円、2人世帯ですと3万6,000円、3人から5人世帯ですと3万9,000円、6人ですと4万2,000円、7人以上ですと4万7,000円ということになります。

期間ですけれども、原則3か月になります。ただ、3か月たっても仕事が見つからない方というのはいらっしゃると思いますので、それは求職活動を適切に行っているかとか、そういった条件に当てはまれば、さらに3か月延長で、最長9か月まで延長することが可能になります。

○松田委員

それであと、就労準備支援事業の中でひきこもりの方には、生活改善や社会生活の参加などの訓練を行うというふうに出ていますけれども、それはどこで行うのでしょうか。

○（福祉）生活サポートセンター所長

これは基本的にはたるさぼの建物内でやるのですけれども、内容としては会社見学だとか、就労体験、あとパソコンの講座とかマナー講座、あとひきこもりの方はなかなか体を動かすことがないということで、体操や卓球などもしています。そういったことを実際に6月から開始してまして、こちらで対象になると思われた方は何人かいたのですけれども、本人から断られたりして、現状として今3名ということで実際行っているところであります。

○松田委員

実はこのたるさぼに相談に行かれた方から、たるさぼからその後の状況はどうですかと、今、就職はうまくいっていますかとかというふうにして電話をいただいたということで、すごく感激していた方もいらっしゃるのです。相談者のその後のフォローなどということについてはどのように考えていますでしょうか。

○（福祉）生活サポートセンター所長

相談者につきましては、実はたるさぼ内で週に1回ミーティングを行ってまして、相談の進捗状況についてお互いに情報を共有しています。その中でしばらく連絡がとれていないとか、連絡をとる必要があると判断されたものについてはここで電話をするようになっています。そういった話になりまして、それに基づいて連絡をとるということで、終結しない限りは何らかの形で連絡はとり続けて、支援を続けていきたいと考えています。

○松田委員

やはりこういう方々というのは、なかなか社会と連携、先ほどのひきこもりの方も含めてですけれども、やはり社会から孤立するというのが一番心配だというのがこの相談のセンターができた理由の一つでもあると思いますので、先ほど言いましたとおり、できてからそんなに月数がたっていませんので、これからいろいろ課題だとかも出てくるかもわかりませんし、相談体制も先ほど6名ということで、それから事前に電話しなければ相談に行けないという事前予約が必要だとか、いろいろ課題も出てくるとは思うのですが、何かあったときにすぐ飛び込めるような事前予約をしなくても受けられるようなそういった体制をつくっていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○（福祉）生活サポートセンター所長

先ほど生活保護申請の数については昨年とほとんど変わりはないという話がありましたけれども、つまり今たるさぼに来ている相談数というのは、どこにも相談することができないでいた人たちを掘り起こしているということになるわけです。ですから、非常に我々も大事だと。そして、相談に来ている方も、生活保護だけは受けたくないと。明らかに生活保護以下の生活なのに、生活保護だけは受けたくないという方が結構いらっしゃるのです。この

前、メールで職員の方にもお願いしていたのですが、面接に行くのに背広がないという方とかいらっしやいまして、職員の方から使わない背広をいただいて、その背広を着て面接に行って受かったという方なんかもいまして、非常に我々が支援した結果というのが少しずつ出てきていると。支援を続けて、場合によっては人数なども見直しながらやっていきたいというふうには考えています。

○松田委員

よろしくお願いします。

○委員長

公明党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時 44 分

再開 午後 3 時 03 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

共産党。

○高野委員

◎陳情第 3 号赤岩 1 丁目道路の安全対策方について（信号機設置の設置）

先ほど赤岩 1 丁目の信号機に関する現場を見てきて、陳情第 3 号のことなのですが、赤岩 1 丁目の信号機、坂道に信号機を設置するときには、必ずロードヒーティングをしなければ信号機は設置できないのか、1 点だけ聞きたいと思ひまして、よろしくお願いします。

○（生活環境）生活安全課長

冬のロードヒーティングのことかと思いますが、ロードヒーティングが信号機の絶対条件かと言われると、それを明記している規則などはないと思うので、絶対条件とは言えないかと思ひます。ただ、小樽警察署からは、信号機を新規でつくるときに、車がとまって発車するときその安全をやはり確保する必要があるのでは、設置しなさいと市には言われるかと思ひます。何かまどろっこしい答弁で申しわけございません。

○高野委員

◎いなきたコミュニティセンター使用料の適用区分の誤りについて

それでは、先ほどいなきたコミュニティセンターの使用料のことについて報告がありましたけれども、再発防止で使用許可申請書の様式を一部見直しということだったのですが、一部見直しというのは具体的にどのように見直したのか、お答えいただけたらと思ひます。

○（生活環境）小山主幹

様式の件で、口答で説明させていただきますけれども、4 月から様式を一部変更したということで説明しましたが、申請書の中に使用予定人員という欄がございます。そこに子供何名、大人何名、合計何名というふうに記載していただいております。それで、4 月から記載方法を変えたということですが、高校生以下何名、大人何名、合計何名、それで、ただし大人のうち高校生以下の指導者又は見学者何名ということで、ここで大人の指導者がいるかないかによって料金をわかるようにさせていただきました。

○高野委員

◎市立病院の駐車場の管理運営等について

次に、市立病院の駐車場の管理運営等について何点かお聞きしたいと思います。

駐車場の管理は、行政財産の目的外として使用し、料金の収入は駐車場の管理運営費用に充てるとのことだったと思うのですが、病院側から管理運営費に対して補助はあるのでしょうか。

○（病院）事務部事務課長

管理運営事業者へは行政財産の目的外許可の使用料を病院に納めてもらうということになりますので、管理運営についての事業者への補助等はありません。

○高野委員

プロポーザル方式で選定したということだったと思うのですが、どのような内容でその業者を公募したのか、お答えいただきたいと思います。

○（病院）事務部事務課長

病院局としては、公募型プロポーザルに当たりまして、手続開始の公告を行っております。その中で、業務提案書等を提出させ、プレゼンテーションを行っていただいて評価で決定しております。

その業務提案書の内容ですが、5点ありまして、ここを含んでくださいということで、1点目、駐車場運営管理基本理念、運営方針、これはこの事業者がどのように考えるかということです。2点目、運営管理の体制、3点目、駐車場料金の設定、4点目、駐車場のレイアウト、それから駐車場機器配置の図面等、それと5点目が運営する使用料の設定と、この5点を提案に含めてくださいということになっております。

○高野委員

駐車場の許可使用料というのは、決まっているのでしょうか。

○（病院）事務部事務課長

敷地の使用料ですが、小樽市公有財産規則で行政財産の目的外使用料の場合は、土地については年額であります。財産価格の100分の6というふうに定められております。

○高野委員

駐車利益があれば、許可使用料として病院へ入るということもお聞きしていたのですが、利益がない場合はどうするのでしょうか。

○（病院）事務部事務課長

提案を受けました4事業者からの提案では、全て利益が出る管理運営をするということで、利益が出ない場合は想定しておりません。

○高野委員

以前の駐車場より駐車スペースが広くなると思うのですが、タイムズ24株式会社が管理運営されても、基本的には無人の精算機の設置ということになると思うのです。であれば、病院で管理できたのではないのでしょうか。

○（病院）事務部事務課長

精算機、無人ということが一番運営しやすいというふうに思いますが、無人といっても、実際は人手が必要な場合もありまして、故障等の対応、これは一時的には電話で、後は保守員が駆けつける、そういった中での全体の仕組みというものが必ず必要になりますので、病院局が実際に委託等でやったとしても、そういった経費はかかるということになります。

○委員長

委託経費がかかるから病院でやらないということなのですか。

○（病院）事務部事務課長

失礼しました。そういうこともありまして、行政財産の目的外使用で収入をもって充てることが最適というふうに考えております。

○高野委員

今お話があったと思うのですが、以前のように駐車料金無料ということは検討されてはいなかったのでしょうか。

○（病院）事務部事務課長

無料につきましては、駐車料の料金設定、有料にするか無料にするか、その検討のところで近隣の駐車場の状況、それから無料にいたしますと、一定程度の規模が大きいので、除雪費等管理経費がかかりますので、収入をもってその管理経費に充てたいというふうなことを考えまして、有料とさせていただきました。

○高野委員

先ほど身体障害者の駐車料金無料ということをお話されていたと思うのですが、障害者手帳は窓口で確認をすれば無料の駐車券が手渡しされるような形になるのでしょうか。

○（病院）事務部事務課長

身体障害者の方の無料の駐車場の適用ですが、駐車に際しては、一般の商業施設にあります駐車券が入庫のときに発行されます。その駐車券を窓口と総合受付等にお示しいただきまして、身体障害者手帳の確認によりスタンプを押しまして、そのスタンプがあれば無料になる仕組みが出庫の際のゲート、それから事前精算機で行う仕組みをとりたいたいというふうに考えております。

○高野委員

250台の駐車スペースに対して障害者用が5台になっていたと思うのですが、5台では少ないような気がするのですが、いかがでしょうか。

○（病院）事務部事務課長

この新駐車場で身体障害者用は5台というふうに確保いたしますけれども、病院全体では現在病院の正面玄関の横に御自身が歩行困難な方の身体障害者用の駐車スペースが4台分ございます。それから、今回新駐車場ができますと、これは暫定的な措置なのですが、今まで救急入り口側に一般の御利用者の方とめていただいておりますが、その部分は緊急車両等ということで、そのスペースに5台分の身障用のスペースを追加して、病院の正面に9台分確保するというで行いたいと考えております。

○高野委員

病院のスタッフの車というのはどこに駐車されているのでしょうか。

○（病院）事務部事務課長

病院のスタッフが車で通勤する場合は、自分で確保するというで、特に病院で駐車場を用意するということはありませんが、出張医等、車で来られる医師のためには、一部敷地の奥に用意してございます。

○高野委員

敷地の一部奥ということだったので、新しく旧市立病院のところに駐車場を確保すれば、その病院のスタッフはそこに駐車するということになるのでしょうか。

○（病院）事務部事務課長

基本的には考えておりません。夜間と緊急の呼出しで自家用車で来なければならない場合、それも通常は夜間等は通勤手段によらないわけですから、タクシー等で病院に駆けつけていることになっておりますので、身障者用の職員の利用は考えておりません。

○高野委員

身体障害者の方は無料ということがあったのですが、障害者の方だけではなく、75歳以上の方ですとか、3歳未満の子供がいる方が駐車無料ということは考えていないのでしょうか。

○（病院）事務部事務課長

年齢による無料という御質問ですけれども、近隣の駐車場の有料である状況や、それからそういう敬老の精神や子育てへの配慮という観点はございますが、病院利用の駐車場ということを考えますと、年齢等で無料にするという部分は考えてございません。

○高野委員

今のところ考えていないという答えだったと思うのですが、小樽市特定健康診査・特定保健指導とか、そういう資料を見たりしますと、やはり年齢が上がるにつれて受診されている方が増えていることがわかって、一番受診されていない方は15歳から19歳で、70歳以上になると、すごく多くなっているのです。70歳から74歳の受診件数でも1か月で1,278件と、何かと病院にかかっているということがあると思うのですが、年齢が高くなれば介護サービスで病院に訪れる方も多くなるといいますし、幼い子供を抱えている保護者ですと、おむつや着がえなどの荷物もあって、車で病院に来る方も多いと思うのです。やはり安心して病院に行けるというようにするためにも、ぜひ御検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○（病院）事務部事務課長

病院の駐車場の運営については毎年見直していくと、順次見直していくということになりますけれども、今回まず有料にさせていただきたいということを検討した中でいくと、そういう高齢者の方の利用の多い病院でございますので、やはり原点の無料化、有料化ということに戻りますし、無料ということになりますと、駐車場の管理運営費についての病院会計の負担ということも検討しなければなりませんので、今後の検討の中では考慮していく点になりますが、早急に実現というのは、少し時間がというよりは、難しい面もあるかというふうに考えております。

○高野委員

新しく旧市立病院の場所が駐車場になるということだったと思うのですが、そうなりますと、一度信号を渡ってからでなければ病院に行けないということになると思うのですが、障害者の方や歩行困難な方は病院の前にやはり車を1回とめて、それから隣の旧市立病院のあったところにとめるという形になると思うのですが、そういう場合、付添いの方が車を駐車場にとめる間、病院内でスタッフが見てくれるという、こういうことはできるのでしょうか。

○（病院）事務部事務課長

今の、委員の御質問の点については、現在も病院で総合案内等でいろいろなサービスというか、御相談もしておりますので、現在も声をかけていただければ、そういう対応をしておりますので、その点でよろしくお願ひしたいと思います。

○高野委員

◎調剤薬局について

6月22日、自民党の代表質問で山田議員が小樽市立病院の駐車場に調剤薬局はつくれないのかという質問があったので、答弁では建設は難しいという話だったのですが、建設しなくても、薬を受け渡すスタッフを配置する、一回病院から外に出て薬局に行くというのが本当に大変な人も多いと思うのです。そういうスタッフが薬の受渡しをできるような、そういうことはしていないのでしょうか。

○（病院）事務部経営企画課長

病院内に調剤薬局の窓口というものを開くことはできません。その薬を院内で受け取るというふうにしたとする場合については、院内処方に戻すしかないと考えております。当然、院内処方に戻すということにはなりませんので、病院内で調剤薬局の薬を受け取るということは難しいということになると思います。

○高野委員

難しいというお話があったのですが、実際に骨折して薬をとりに行けないですとか、本当にぐあいが悪く

て病院に行って、薬もとりに行けないという人はどのように対応しているのでしょうか。

○（病院）事務部経営企画課長

市立病院では、ファクスサービス等で調剤薬局に処方箋を送ることができます。調剤薬局では、例えば御自宅の近くの調剤薬局から御自宅に届けるというサービスをやっている調剤薬局もございますので、そういったところを活用していただいてほしいというふうに考えております。

○高野委員

ということは、患者が自分でとりに行けないから自宅へ薬局から届けてもらうということだったと思うのですが、その病院から外に動くことができない方だとファクスを送る方から薬局に伝えてもらうという形になるのですか。

○（病院）事務部経営企画課長

院内のファクスコーナーに薬剤師会の方が来てファクスサービスを行っております。処方箋をそこでファクスで調剤薬局に送ってもらう際に、その辺の相談はできるというふうに考えておりますので、薬剤師会の方に相談していただいて、全ての調剤薬局が自宅への配達をやっているというわけではないですので、そこら辺も含めて御相談いただければと思っております。

○高野委員

◎病院前の除雪について

次に、病院前の除雪のことなのですが、昨年度は雪も多く降って大変だったと思うのですが、私もやはり市民の方々からも、病院に行くのはバスをおりて段差がひどいとか、雪山で左右が見えなくて、本当に危ないという声もあったのですが、病院では患者がより受診しやすいように今後どうしたらいいのかなどは話されているのでしょうか。

○（病院）事務部事務課長

市立病院前の除雪ということで、歩道部分の除雪の関係だと思いますが、歩道部分は市道でございますので、市の雪対策課に昨シーズンは随時お願いしてきておりますし、また、昨シーズンは降雪が早かったこともありますので、非常に段差等ができて大変でした。市立病院でも歩道部分についても段差解消や砂まきをできる限り行ってきておりますし、今シーズンもできる限り対応していきたいと、市の雪対策課にも素早い対応をお願いしていきたいと考えております。

○高野委員

◎病院前のバス停について

あと、病院前のバス停留所、バスをおりてからスロープがあるのですが、病院に入るまで少し距離があった大変な思いをされながら病院に行かれている方もいるので、病院になるべく近いところにつけたりするということとはできないのでしょうか。

○（病院）事務部事務課長

市立病院へバスでいらっしゃる場合のバス停の設置ですが、これは設計段階からさまざまな検討をして、この中ではバス事業者との協議も行ってきたのですが、現市立病院の敷地の中で病院機能の充実が最優先でしたので、建物前の駐車スペース、車寄せのスペースについては現状が最大でした。あの中にバスが入っておりたり乗ったりするということではできませんでしたし、それから病院前の市道に停車するということもバス路線自体が、向かい側の路線を通るバス路線はありますけれども、市立病院前に停車するという路線はございませんので、ばるて築港線の築港側に運行しているそのバス停を市立病院のところに新たに設置していただいたということになりました。

○高野委員

玄関前のところに車椅子や歩行器はあるのですけれども、ベビーカーを置く予定はないのでしょうか。

○（病院）事務部事務課長

市立病院へのベビーカーの設置ですけれども、御利用者の声などでは直接病院には要望は聞いておりませんけれども、外来などの状況を現場の職員に確認しまして、必要性を検討してまいりたいと考えます。

○高野委員

◎周産期医療について

それでは、周産期医療について幾つか質問させていただきたいと思います。

一般的に医師というのはどのように就職を探すのでしょうか。

○（福祉）主幹

医師が個人的に探される場合だと思うのですけれども、各病院のホームページで公募しているものですか、先ほど松田委員の御質問にもお答えしましたが、厚生労働省が日本医師会に委託している女性医師バンクですか、あとは民間の医師の求人サイトだと思われます。あとは、大学の医局から派遣されるという場合もあるかと思えます。

○高野委員

厚生労働省の女性医師バンクのことを話されていたと思うのですけれども、協会病院はその医師バンクには登録されているのでしょうか。

○（福祉）主幹

協会病院に確認しましたところ、こちらにも登録はあるということでございます。

○高野委員

登録したのはいつごろか、おわかりになりますでしょうか。

○（福祉）主幹

これも確認しましたところ、登録したのは平成26年9月11日と聞いております。

○高野委員

実際にこの女性医師バンクは登録されて募集されている実態というのはあるのでしょうか。

○（福祉）主幹

これまでの応募はなかったと聞いております。

○高野委員

応募はなかったということなのですね。

先ほども鈴木委員や松田委員から話があったと思うのですけれども、やはり切実に迫った問題だと思うのです。本当に命にかかわる問題だと思いますし、時間がたてばたつほど、破水したら本当に命にかかわる問題で一刻も早く動き出さなければいけないということだと思うのです。実際、市立病院の小児科の医師もお休みするときはほかのところから医師が派遣されて、その1日はその医師が診察をされていると思うのですけれども、近い病院へ一時的にでも派遣して分娩の受付ということをしたり、又は市内での、市立病院は分娩の受付はしていませんが、婦人科はありますので、そういう医師と連携して協会病院での分娩の受け付けをしたり、また、小樽駅前にも婦人科があると思うのですけれども、そういう医師が来て対応したりとか、何とか今の3人の医師がきちんといる間だけでも、そういうことを考えながら分娩を受け入れられるという体制というのはとれないのでしょうか。

○福祉部長

今、いろいろと御提案をいただきましたけれども、例えばですが、やはりそれぞれの医療機関なり、いろいろな事情があつてと思います。今後、周産期医療の件については、いろいろなところの方にお会いして情報も収集させ

ていただくということにしております。まだ緒についたばかりでございますけれども、そういった中で今のようなことも含めて、もしお話が出てくれば、そういったこともまた参考にさせていただきたいと思ひますし、いずれにしても、いろいろな方からいろいろな話を聞いて、その情報も今はまだ断片的な情報というところもございますので、それをやはり総合的な状況を把握できるような形にして、たまたし具体的なものがあれば北海道にも要望したいと思ひますし、小樽市がもしできることがあればその可能性を探っていききたいと、このように考えているところでございます。

○高野委員

情報を収集して取り組むというお話だったのですけれども、ぜひ一刻も早く小樽市でも働きかけられるように頑張ってくださいと思ひます。

◎乳幼児健診について

次に、乳幼児健診についてなのですが、乳幼児健診表についてなのですが、10か月、1歳6か月、3歳児健診表の裏を見ますと、育児サポート、その他の欄は全て母親が子育て中心の前提のような項目になっているのですが、10か月児健診表の裏は、お母さんのことについて伺いますという項目で、育児というのは母親だけの問題ではないと思うのですが、なぜ母親という限定なのでしょう。

○（保健所）健康増進課長

今御質問いただきました10か月、1歳半、3歳児健診につきましては、母子保健法に基づき実施している健診でございます。母子保健法の目的と申しますのは、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進ということを掲げておりまして、これらの健診につきましても、その目的に基づいて国の通知に基づきまして実施しているものでございます。したがって、質問項目につきましても、受診表につきましても、国の通知を基に小樽市医師会と御相談の上で決定しているということでございます。

○高野委員

では、その母子保健法にのっとって行って今後は変えたりということは考えていないのでしょうか。

○（保健所）健康増進課長

健診の審査の中身ですとか、質問の項目につきましては、国が示しているものがありますので、この通知に基づいて行います。それで、国の考え方がまた新たに変わりましたら、随時見直すことになるかと考えております。

○高野委員

3歳児健診の視力検査なのですが、なぜ健診時ではなく自宅でそれぞれ視力検査を行ってくださいという形をとっているのでしょうか。

○（保健所）健康増進課長

3歳児健診の視力検査におきましても、国から方法につきまして示されておりまして、それに基づいて御家庭で子供が通常リラックスしているというのでしょうか、そのような状態で行っていただいて、そして健診のときに医師が確認するという事で、国が方法を示しておりますので、それに基づいて行っているものでございます。

○高野委員

私がなぜそういうことを聞いたのかと申しますと、小樽市内で3歳児健診の後に異常なくというか、わからなく過ごしていた方がいたのですが、下の子の目の調子が悪いということで、その上の3歳の女の子と1歳の女の子で病院に行ったのです、目の検査に。そうしたところ、妹の目の調子がおかしいということでたまたま姉がついてきたのですが、医師が姉の目が悪いのではないかという話があって、それで病院でここでは診られないということで、別の病院で検査をしたら、片目が全く見えていなかった状態だったので。それで、その後も、札幌で何回か手術をしたのですが、なかなか目の調子がよくなりません、ということがあったのです。自宅で検査をしてくださいということはあると思うのですが、子供が多い方ですと、落ちついて検査もできませ

んし、3 歳児の子供が見えているか見えていないかという判断というのはできかねると思います。視力がきちんとはかれるのは専門の医師で、きちんと把握しなければ、こういう例がどんどん増えるのではないかと思います。やはり幼い子供ほどしっかり健診をして、こういう子供が増えないようにするためにも、国で行っているからではなくて、やはり小樽市としても真剣に考えてしっかり健診をするべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○（保健所）健康増進課長

視覚の発達ということがありまして、国が示していますのは、スクリーニングの検査ということで、まずは御家庭で見ていただく、検査をしていただいて、そしてそれを基にということになっております。

それで、なぜ 3 歳かといいますと、やはり言葉の発達ということがありまして、小さければ小さいほど言葉が話せませんので、見えているとか見えていないとか、そういう判断はやはり医師であつてもできかねます。そういうことで、どの時期にということがありまして、科学的に検証されて、視力の検査については今の健診のスタイルになっているところでございます。

○高野委員

確かに、3 歳ですと言葉で見えているか見えないかははっきり答える子供もいれば、少し難しい子供もいて、難しいと思うのですけれども、だからこそ、やはり医師ですとか、しっかり健診をして、多少わかりづらいところはあると思うのですけれども、それこそ保護者に家で検査して見えたか見えていないかと、検査するときにどうでしたかと、そういうことだけ聞くだけで終わってしまったら、それこそ今私が話したような小樽市の子供、片目が全く見えていないで過ごしていて、たまたまその下の子の健診に連れていって、医師が少し変ではないかということ で発覚しましたが、そういうことが続くと思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○（保健所）健康増進課長

私どもといたしましては、独自で健診をするということではなく、がん検診も含めてなののですけれども、ある一定のエビデンスに基づいた健診を市民の皆様にきちんと提供するというのが一つ大事なところというふうに思っています。そのような方がいらっしゃったということは御意見としていただきましたので、それはきちんと受け止めていきたいと思っておりますけれども、きちんとした健診を、自宅できちんと検査を母親にやっていただけたのかとか、あと問診のときの確認ですとか、そういうことは今後もきちんとやっていきたいと考えております。

○保健所長

高野委員の御心配もわかりますけれども、小児科医の医師お一人で保健所に来られたたくさんの子供たちを次々と診察していくわけございまして、委員がおっしゃったような眼科の専門医がいろいろな検査のための精密機械も駆使して調べるといった状況は乳幼児健診については実践できませんで、今回のこの自宅で見てくださいという方法を国がとった経過も、もともとはこうやってはいなかったこともあるかと思いますが、やはり子供の状態を先ほど健康増進課長が申しましたけれども、リラックスしたところで、決して保健所にたくさんの子供が来てわいわいやっているところで診るのではなくして、自宅で時間もかけて、ふだんの様子も見ながらゆっくりと観察をする中で、本当の状況を観察したい、把握したいというところがベースにございましてなっているものと考えられます。

確におっしゃるとおり、小児の診断は、目に限りませんで、全ての臓器にわたって小児科医というのは本当に大変な業務をなさっていると思いますけれども、乳幼児健診におきましては全国的に、健康増進課長の繰り返しになりますが、子供という発達途中にある方の、そしてかつ御自分では調子の悪いとを言えない方のその異常をスクリーニングとしてどこまでやるのが、どういう方法がいいのかという、それこそさまざまな検討の結果、今の形ができていますのでございますので、その辺は御理解いただきたいと思います。

○高野委員

今お話があつたのですが、健診のときこういうふうにしてくださいというような紙で来たりすると思うのですけ

れども、その小児科医もたくさんの子供を診て大変だということもお話があったと思うのですが、ただ、文書を渡されてこういうふうに健診してくださいということではなくて、その健診に訪れた母親とか父親ですとか、そういう人に、では、何メートル離れてこういうふうに検査してくださいという説明も全くなく、封筒にただ、何メートル離れてこういうふうに検査してくださいというだけでは、それこそ的確に判断できないと思うのです。きちんと来ていただいたその人にもこういうふうにはかるのですよと実証していると、きちんと説明しなければいけないと思うのですけれども、その辺いかがでしょうか。

○委員長

いかがですか。保健師の役割とかはいかがなのですか。

○（保健所）健康増進課長

健診の御案内にあらかじめ、そういう眼鏡ですとか、説明の書類ですとか、問診票ですとか、いろいろなものを入れてお送りしております。それで御不明な点につきましては、その保護者の方から御質問いただきまして、それについては適切に今までは対応してきたと思いますが、そういうわからないけれども、聞けない方がいるというようなことがもしあるのであれば、やはりホームページなども含めまして、健診のあり方についてももう少し周知をする必要があるかというふうには今考えているところでございますが、その方がどのような状況かというのはそれぞれあると思いますので、わからない部分については、もう少し市民の皆様にわかりやすくお伝えするということも検討していきたいと考えております。

○高野委員

子供たちがしっかり健診を受けられて、小樽市としてもしっかり把握するためにも、ぜひこの健診についてはいろいろ検討していただきたいと思います。

○委員長

共産党の質疑を終結し、民主党に移します。

○中村（誠吾）委員

◎小樽・北しりべし消費者センターへの相談内容について

私からは、少子高齢化にもかかわってきて、今定例会でもいろいろな対策の話をしているわけですが、小樽・北しりべし消費者センターにおける相談内容に関して、何点か具体的な今後の課題についてお聞きいたします。

まず、小樽・北しりべし消費者センターへ寄せられる相談は多岐にわたると思われませんが、その相談のうち、今回は商品は除きまして、役務に関してお尋ねいたします。

この３年間の相談件数とその内訳、傾向をお示しいただきたいと思います。

○（生活環境）生活安全課長

消費者センターへ寄せられた商品を除いて役務についての相談件数、過去３年間でお答えいたしますと、平成24年度が530件、25年度が562件、26年度が569件となっています。そのうち、相談件数の多いものは融資サービスのもの、それから放送コンテンツに関するもの、あとレンタルリース、賃貸に関するものとなっております。

○中村（誠吾）委員

高い割合を占める融資サービスというのはどのような内容のものですかということと、また、放送コンテンツに関するもの、レンタルリースの賃貸に関するものについてお示し願いたいと思います。

○（生活環境）生活安全課長

融資サービスとは、いわゆる多重債務相談のことでございます。それから、放送コンテンツに関するものとは、インターネットやスマートフォンによるワンクリック詐欺、それから架空請求の相談のことでございます。また、レンタルリース、賃貸に関するものにつきましては、借家退去時の原状回復に関するトラブルが主なものでござい

ます。

○中村（誠吾）委員

先ほど言った少子高齢化なのですが、小樽市において年代別に見て、相談件数が増えているのは何歳ぐらいの方が多いですか。

○（生活環境）生活安全課長

60代以上の方がこの3年間4割以上を小樽では占めています。このように相談者の高齢化の問題が最近の特色ではないかと言えると思います。

○中村（誠吾）委員

端的に伺いますが、プライバシーのことはありますけれども、認知症の方の相談はありますか。そして、あるとしましたら、本人はどのようにして相談をするのかということと、また、その相談内容につきましても、プライバシーを侵さない範囲でお話したいと思います。

○（生活環境）生活安全課長

認知症の方の相談でございますが、昨年、平成26年度は13件ございました。認知症の方御本人が相談されるというのは大変難しいことでありまして、御家族、福祉施設の職員の方がかわりに相談に来られています。相談の中身は、一番多いのが新聞購読契約でございまして、それが5件と最も多くございます。そのほかとしましては、引き続き多いのですけれども、布団、それから健康食品、そういった訪問販売が多い状態でございます。

○中村（誠吾）委員

これらの中で失礼な言い方ですが、小樽市で解決できず、北海道や国民生活センター、国へ相談の協力依頼をするケース等がありますか。

○（生活環境）生活安全課長

これまでの段階で、小樽市で回答できず北海道や国にかわりに答えてもらったというケースはございません。ただし、回答に当たっては、国民生活センターからアドバイスをいただいたり、そのほかの協力体制としましては、北海道、また国からは常に最新の情報を提供していただいております。また、消費者センターの職員を専門的な知識を受けるために北海道や国の研修へ派遣しています。

○中村（誠吾）委員

いわゆるこれらの悪質商法というものは、根本的に小樽市民の、小樽市の貴重な財産を喪失していくと私は考えているものですから、市としてはどのように捉えられていますか。

○（生活環境）生活安全課長

委員がおっしゃいましたように、小樽市の貴重な財産の喪失、それでありますとともに、被害者にとっては精神的にも、それから財産的にも強いダメージを与える大変深刻な問題と市は捉えております。

○中村（誠吾）委員

それでは、これらの市民の暮らしを守るために、どのような啓蒙・啓発をされているか、お聞きしたいと思います。

○（生活環境）生活安全課長

啓発につきましては、消費生活情報紙くらしのニュースおたるというのがございまして、それを年4回発行しまして、町会を通しまして全世帯で見いただいているのと、そのほかにホームページへの掲載、あと小樽・北しりべし消費者被害防止ネットワーク会議とか、おたる消費者まつりの開催、消費者生活関連講座の開催、移動消費者教室など、いろいろな打てる手段は打っているという状況でございます。

○委員長

民主党の質疑を終結し、新風小樽に移します。

○高橋（龍）委員

質問に先立ちまして、一言申し上げさせていただきます。

このたび初めての厚生常任委員会に臨ませていただいているのですけれども、厚生はほかの分野、ほかの委員会と比較しても非常に専門的な知識を要するということで、関係理事者の皆様におかれましても、いろいろ御指導、御教授いただけますよう、お願い申し上げます。

では、質問に入らせていただきます。

◎障害者差別解消法について

まず、障害者差別解消法について伺います。

来年度、平成28年度の4月1日より施行される障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、障害者差別解消法に関してお尋ねいたします。この法律では、各行政機関及び地方公共団体においては、障害者への合理的配慮について法的義務が発生するというものです。

まず、この合理的配慮というものは、どのようなものと本市ではお考えでしょうか。国からの指針又は要綱があるかと思いますが、小樽市としての認識はどの程度の範囲でお考えでしょうかお聞かせください。

○（福祉）障害福祉課長

まず、合理的配慮とは障害をお持ちの方が地域で生活する上でその活動を制限されるバリアがある場合に、そのバリアを取り除いて障害のない方と一緒に生活ができるような、そういう配慮をすることを合理的配慮というふうに考えております。また、その合理的配慮は、例えば段差で車椅子の方が中に入れないときにスロープを設置するとか、そういうような配慮であるというのが例として挙げられます。

また、その合理的配慮するに当たりましては、その障害をお持ちの方からその合理的配慮をお願いされたときに、私たち行政側がその配慮をするのにすごい費用的な負担がかかるとか、事務的に非常に何か大変だとか、そういう負担がない場合には配慮しなければいけない、そのように認識しているものでございます。

○高橋（龍）委員

現状、身体障害者に対しての建築物におけるバリアフリー化であるとか、ユニバーサルデザインの導入などというものは社会的にも段階的に広まっているかとは思いますが。

小樽市の公的な施設に関してはどの程度進んでいるでしょうか。まだ足りていない部分はあるとお考えでしょうか。

○（福祉）障害福祉課長

そのユニバーサルデザインとかそういう専門な部分になりますと、建築の部分もありますので、私、障害福祉課から話させていただきますと、やはり公的施設も指定管理の関係で障害福祉課で全部管轄しているわけではございませんが、それぞれの施設、例えばスロープとか手すりを設置していただいているとか、また、車椅子対応とかオストメイト対応のトイレを設置していただいているなど、それぞれの機関で可能な範囲でそういう方々の配慮をしていただいているというふうには感じております。また、その合理的配慮につきましては、障害者差別解消法でも環境の整備に努めなければいけないとうたっていますので、今後も小樽市としてできる範囲でその配慮というものをしていかなければいけないと考えているところでございます。

○高橋（龍）委員

建物の部分、ハード面に関しては、今伺ったとおりだと思います。

また、この障害者差別解消法を受けて、今後、視覚障害者であるとか、難聴者、また、知的障害者などの方々への情報のバリアフリー化というものを図っていかなければいけないと思います。つまり音声であるとか、文字、点字、手話、筆記など、情報提供手段の拡充を行っていく。

東京都町田市では職員の障害者への接遇の研修、視覚障害者に対しての声の広報、こういったものの充実を図るという取組を行っているということです。

本市におきましての情報のバリアフリー化、この今後の取組の計画をお知らせください。

○（福祉）障害福祉課長

障害をお持ちの方への情報のバリアフリー化は、本当に必要なものであると私も認識しているところです。小樽市でも現在、声の広報とか視覚障害をお持ちの方に実際にしている事業もございますので、それにつきましては、今後も継続して推進していくのとあわせて、また、障害をお持ちの方々からのいろいろな声につきましては、そういうバリアフリー化についていろいろな声が寄せられてくる場合には、関係する部局と連携しながら、取り組んでいかなければいけないと考えているところでございます。

○高橋（龍）委員

この問題に関しては、本当に全道的にやっていかなければいけないと思うのですけれども、庁内であるとか、各施設で用いられる文書、来館者に対してのサービスなどはもとより、また、ホームページなどでも変更が必要になるかと考えられますが、こちらに関してはどのような御予定でしょうか。

○（福祉）障害福祉課長

今後、私どもでは障害をお持ちの方々に対応するような職員向けの対応要領などの作成も検討しなければいけないと考えておりますし、また市役所から発出する文書とか、またホームページ、また窓口での対応等につきましては、障害福祉課だけの力ではできませんので、今後全庁的な取組の中で進めて検討していかなければいけないと考えていますので、そのときには関係する部局の方々のお力添えもいただいて取り組んでまいらなければいけないと考えております。

○高橋（龍）委員

また、行政機関であるとか、自治体における合理的配慮というものには法的義務が課されると、先ほども話させていただきましたけれども、民間の事業者に対しては、この法律では努力義務という言葉が使われております。努力義務というのは、文字どおり強制力を持つものではないのですけれども、努力を促すというもののなのですが、民間にも障害者に対する合理的配慮、これに積極的に取り組んでもらうために小樽市として推進のための啓蒙・啓発活動というのは何かお考えなのでしょうか。

○（福祉）障害福祉課長

今年度はその差別解消法につきましては、私どもで市民の方々向けの何かセミナーみたいなものを開催できればというふうには考えております。

また、民間ということで会社とか事業主、また、商店、個人病院とか、いろいろな機関がございますので、北海道などいろいろな関係機関と連携しながら、それらの周知・啓発に努めていかなければいけないと考えているところでございます。

○高橋（龍）委員

原課において建築物におけるものというよりも、サービスの部分でもっと市民理解を深められるようなアプローチをしていただければと思います。

◎障害者の65歳問題について

次に、障害者の65歳問題、こちらの質問に移らせていただきます。

現在、いわゆる障害者の65歳問題ということが取り沙汰されているのですけれども、こちらは障害福祉と介護保険の分野にかかわっていますが、障害者の65歳問題に関しての問題点を御説明いただけますでしょうか。

○（福祉）障害福祉課長

全国的に言われているいわゆる障害者65歳問題というのは大きく2点ございまして、まず1点は障害福祉でサー

ビスを受けていたものが、その量が介護保険になったときに十分なサービスが受けられなくなっているというような声があるというのが 1 点、それからもう一点は、障害福祉のときに非課税の方というのは利用者負担がゼロ円でしたが、介護保険にいきますと 1 割負担が発生するという、その 2 点が大きな問題として言われているところではないかと考えております。

○高橋（龍）委員

64 歳から 65 歳になったということだけで金銭的負担であるとかサービスの低下、今おっしゃったようなことが起こってしまうというのがこれに関しての問題かと思うのですが、こういった事案に関して障害者の方々から実際に本市に寄せられる声というものはどのようなものがあるのでしょうか。

○（福祉）障害福祉課長

例えば 65 歳になって今使っている障害者の通所の施設を引き続き使っていけるのかとか、今、障害者のグループホームに入っているけれども、65 歳になったら介護のグループホームに移らなければいけないのかとか、そのような声は、それほどたくさんではないですが、寄せられてはいたところでございます。

○高橋（龍）委員

国としては、介護保険優先原則というものの、こちらはあくまで原則として自治体に対しては利用者の状況に合わせて配慮するよう通知しています。小樽市として配慮を行っているという点があればお聞かせいただけますか。

○（福祉）障害福祉課長

65 歳になりまして、介護保険のケアマネジャーのケアプランで地域生活を送っていただくに当たりまして、やはり要介護度の範囲ではどうしても足りない部分というのが出てくるという可能性もあると思いますので、そういう方につきましては、介護のプラン等に基づきまして、必要が認められる場合には障害福祉のほうで補ってあげるといようなことはしておりますし、また、介護保険にないサービスは引き続き障害福祉のほうでサービスを提供するというようなこともしております。

いずれにいたしましても、障害をお持ちの方々の状況等を勘案して、介護保険課とか介護支援事業所や地域包括支援センターのケアマネジャーと連携しながら障害をお持ちの方々の配慮というのに努めている状況でございます。

○高橋（龍）委員

質問ではなく要望になってしまうのですが、国の施策ではあるのですが、制度のすき間みたいなものができてしまって、少数の方であっても、それまでの支援との変化というか、差が出てしまう方もいらっしゃるのかと思うのですが、小樽市の財政状況、単費で賄うということも難しいかとは思いますが、市民利益のために何かできることを模索して是正に向けて前向きに御検討いただければと思います。

◎高齢者のひきこもりについて

次に、小樽市の高齢者のひきこもりについての質問をさせていただきます。

今定例会においても、一般質問の中で、公明党の秋元議員から青少年のひきこもりについての御質問があったかと思えます。それに関連して、市民の方から青少年以外、比較的高い年齢層の方々のひきこもりというのも増えているというお話も伺いました。

また、小樽市だけのものではないですが、全ひきこもりの方の 3 割ほどが中年以降の方というデータもお見受けいたしました。

そこで、質問なのですが、小樽市としてはそういった高齢者のひきこもり、閉じこもりと言われる方々の状況をどこまで把握しているのでしょうか。

○（福祉）地域福祉課長

高齢者のひきこもりについての状況把握ということでありまして、今、委員がおっしゃった秋元議員の質

問に関連しまして、実は昨年春、御質問をいただいております。その際に依頼がありまして、民生・児童委員を通じて、ひきこもりの状況検査を行ってほしいということであったわけなのですが、その内容は15歳から40歳までの方、それから40歳を超える方というこの二つの年齢区分でそれぞれ6か月以上家から出ていない人、そういった方を民生・児童委員の知り得る範囲で報告してほしいという内容だったわけです。結果、全市で40歳以上の方で該当する方は24件という内容で報告を受けておりますけれども、そのような調査の内容でございますので、65歳以上の方がいわゆる高齢者が何人いるかというのはその調査ではわからなかったということでもあります。

もともとひきこもりというのは定義が明確ではありませんので、踏み込んだ調査もなかなか難しいと、プライベートなことですら困難でありますので、市としても、その状況把握というのが相談がない限りは難しいと、そのような状況になっております。

○高橋（龍）委員

例えば近所に閉じこもり、ひきこもりと見られるお宅があったりですか、家族が遠方にいる場合、独居の老人の方の異変を感じた際などは、どこが窓口になっているのでしょうか。

○（福祉）地域福祉課長

高齢者の異変に係る窓口ということなのですが、ひきこもりということに限ったことではないのですが、私も独居高齢者世帯が増えているというような現状がありますので、関係機関、それから新聞販売店などの民間事業者、郵便局とか、そういったところもスーパーなどもそうなのですが、連携して、高齢者見守りネットワークという組織をつくっております。それで、見守る目をできるだけ多くしまして、高齢者の異変にいち早く気づいて対応すると、そういった活動をしているわけなのですが、何かあればそのようなネットワークのメンバーから連絡が入りますし、あと近所の方からも連絡が入りますし、市や民生・児童委員などにも入るわけなのですが、その連絡体系の中では地域包括支援センターに連絡が行くような形にはなっております。

○高橋（龍）委員

今の地域包括支援センターですけれども、実際に相談を受ける件数というのは、過去直近ではどのくらいありますでしょうか。

○（医療保険）介護保険課長

閉じこもりに関する相談の件数でございますけれども、閉じこもりに限った相談ということでは把握はできておりません。各地域包括支援センターからの聞き取りでは、閉じこもりも関連する相談として捉えられるものとして、包括で把握している部分では、各包括とも年間で十数件程度あるのではないかというふうに聞いております。

○高橋（龍）委員

その閉じこもりに関連した部分で十数件の相談があるということで、それを受けて問題解決に至ったもの、また至らなかったものというものの実情というのは把握できているのでしょうか。

○（医療保険）介護保険課長

各地域包括支援センターから実際に対応した事例につきまして定期的に市に報告があります。閉じこもりにつきましては、さまざまな要因で外出頻度が少なくなりまして、社会との交流頻度が極端に低下した状態ということでありますけれども、こうした方々への対応というのは非常に難しいと聞いております。閉じこもりといいましても、個々のそれぞれの事例によりまして、その状況が異なっておりますけれども、実際の信頼関係や実際の対応といたしましては、初めは話をすることさえ拒むという状況から始まりまして、何度も訪問を重ねることによりまして、信頼関係を築く、こういったことを目指します。その後、面談ができるようになった状態でその方に必要な支援内容を把握していきまして、介護サービスですとか、医療機関への受診、そういった適切な支援につなげていくという対応をとっているということでもあります。

いずれにしても、問題解決までには長い時間がかかるということが多い状況でありますけれども、各地域包

括支援センターでは民生・児童委員ですとか、町会など地域の関係者又は先ほどお話がありました高齢者見守りネットワークなどとも連携しながら、一定程度の解決のめどがつくまではかかわりを持つようにしているというふうに対応しているところであります。

○高橋（龍）委員

その地域包括支援センターなのですけれども、今年の 4 月 1 日から従前市内 3 か所であったものが 4 か所に増設されたものだと思います。増設が行われたということの理由としては、年々業務が増加しているという認識でよろしいのでしょうか。

○（医療保険）介護保険課長

地域包括支援センターの業務につきましては、高齢者人口の増加に伴いまして、やはり増加傾向にあります。相談件数で見ますと、地域包括支援センター全体で平成23年度では1,600件の相談がありましたけれども、平成26年度では1,845件まで増加しているという状況にあります。

○高橋（龍）委員

相談内容としては、どのようなものが多いのでしょうか。

○（医療保険）介護保険課長

地域包括支援センターは高齢者の相談窓口ということで設置しておりますので、相談内容は多岐にわたるわけがありますけれども、平成26年度での実績で地域包括支援センターで受けた相談の内容につきましては、重複する内容も含めると、総数で1,990件あります。このうち、介護保険サービスに関するものが一番多くて1,633件、約82パーセントです。次いで、生活や住居、家族問題などに関するものが124件で6.2パーセント、また、医療や病気に関するものが59件で約3パーセントなどとなっております。

○高橋（龍）委員

先ほどのひきこもり、閉じこもりのことなのですが、いろいろな事情があつてやむを得ずそういった状態になってしまっている方も多いと思うのです。いろいろな事情があるために、外に出るきっかけづくりというのをやるのは、容易ではないというのは認識しているのですけれども、埼玉県和光市では、高齢者をまちに連れ出すための取組が盛んなのですが、和光モデルと呼ばれています。自宅から歩いていくことのできる範囲に料理教室であったりとか、運動、体操ができるような小規模な施設を何か所もつくっているのです。閉じこもりや要介護状態になるということをそもそも防ぐというものなのですから、本市においては予防型の事業、主なものはこういったものがありますでしょうか。

○（福祉）地域福祉課長

介護の予防型に限らず、市では高齢者の生きがい対策、生きがいづくりという事業もやっておりますので、その部分につきまして、福祉部は、地域福祉課から説明させていただきます。

まず、市が直接かわる主な事業としましては、老壮大学というのをやっておりますし、学習の機会を設けることで生きがいづくりを図っていく、あとは心豊かに過ごしていただく、こういった事業もございますし、また、高齢者スポーツ普及事業というのもありまして、運動のきっかけづくりもやっております。また、ふれあいパス、バス代を助成することで、外出の機会を増やしていく、こういった事業もあります。あと、市の直接ではございませんけれども、他の団体の活動であります、居場所づくり、交流機会の創出という意味で老人クラブ、それから杜のつどい、そういったものがありますけれども、本市としましては、こういった団体に対して側面的な支援をしております。

○（医療保険）介護保険課長

本市で介護保険事業ということで実施している事業について答弁させていただきます。

平成23年度からボランティアであります介護予防サポーターを養成してまいりました。24年度からは養成したサ

ポーターが中心となりまして、介護予防体操ですとか、レクリエーションを行う地域版介護予防教室の事業を実施しております。そのほかには、また、市内のスポーツクラブに委託いたしまして、体力の向上を目的としたストレッチャー、筋力トレーニングなどを行うシニアからだづくり教室や、介護予防に必要な知識を広く周知するために介護予防フェア、こういった事業などを実施しております。

○高橋（龍）委員

今お話しいただいた介護予防サポーターなのですがけれども、活動というか、どういう形で募って、どのような内容で活動していますでしょうか。

○（医療保険）介護保険課長

介護予防サポーターについてでありますけれども、平成23年度から養成講座を開催しております。これは公募をして市民の方に受講していただくという内容になっておりまして、26年度、昨年度末までに117人のサポーターを養成しております。このうち81人の方が、今年度14教室となっておりますけれども、地域版介護予防教室の運営に携わり、活躍されている状況にあります。

○高橋（龍）委員

また、今、本市でも独居の高齢者が増えて地域とのかかわりが希薄である、家族が身近にいないという方の抱える問題はさまざまなものがあると思うのです。先ほど中村誠吾委員の御質問の中にもあったところで、少し重複してしまうのですが、現在、2010年に厚生労働省の発表した認知症高齢者の現状という中での予測を上回って、認知症の独居老人が加速度的に増えているということなのです。小樽でもそういった方がさらに増えていく中で、詐欺などの犯罪被害に遭われる方も多くなるかと思うのですが、生活安全課において、そういった独居高齢者に対しての犯罪予防の取組などをお聞かせいただければと思います。

○（生活環境）生活安全課長

認知症の方の御相談ということでございますけれども、御本人が直接来られるのは難しいので、御家族の方、福祉施設の方、かわりに来られる、いろいろな方が相談に来られています。相談の中身につきましては、先ほども申しましたように新聞購読契約、布団、それから健康食品などの訪問販売が挙げられます。

対策につきましては、消費生活情報紙くらしのニュースおたるを全ての町会を通して全世帯に周知しているほか、広報おたるへの掲載、ホームページへの掲載もしています。また、小樽・北しりべし消費者被害防止ネットワーク会議というものがあまして、関係団体と連携をしまして、情報の共有化というのを積極的に行っております。また、高齢者の介護や見守りをされる方に関する団体の職員の方向けに最新の悪質商法の手口などを周知する移動消費者教室などを開催しております。

○高橋（龍）委員

先ほどの認知症、身体に障害を持っている方、心の病をお持ちの方、生活困窮など、さまざまな問題を抱えた高齢者の方々に対して、小樽市では本年度から3か年の小樽市高齢者保健福祉計画というものを策定されていると思うのですが、この計画ではどのような方向で高齢者対策を展開していくか伺います。

○（医療保険）介護保険課長

計画の内容についてのお話ですが、本市では、平成27年度から29年度までの小樽市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画を策定しておりまして、この中では、今後、高齢者が増加し、さらには認知症高齢者の増加が見込まれることから、高齢者が可能な限り住みなれた地域で日常生活を営むことができるよう、医療、介護、予防、住まい及び日常生活支援を一体的に提供していきます地域包括ケアシステムの構築に向けまして、ともに支え合い、安心して健やかに暮らせるまちづくり、これを基本理念といたしまして、四つの目標を掲げて取り組むこととしております。

目標の一つ目は、健康づくりの推進ということですが、健康教育ですとか、がん対策、生活習慣病対策のほか、

生きがいと健康づくりのための社会参加への支援ですとか、スポーツ教室事業などに取り組むということ。

二つ目は、環境づくりであります。高齢者の住まいが地域のニーズに応じて適切に供給される環境づくりに取り組むこと。

それと、三つ目ですが、介護給付等対象サービスの充実といたしまして、指定地域密着型サービスなどのサービス提供ですとか、在宅と施設の連携など、地域における継続的な支援体制の整備に努めていくということを挙げています。

最後の四つ目ですけれども、地域支援事業の充実という項目で、多様な生活支援事業の充実、また、在宅医療、介護の連携、それと認知症対策の推進などに取り組むということとしているところであります。

○高橋（龍）委員

今後の方向性を伺いました。この場にはいらっしゃらないのですけれども、森井市長の公約の中にも高齢者対策の充実とありますので、今後は第3回定例会含めいろいろな場面で伺いまして、私も見識を深めていきたいと思っています。

◎陳情第6号朝里におけるまちづくりセンターの建設方について

最後の質問になるのですけれども、朝里のまちづくりセンターの建設に関してということですが、陳情が出されています朝里のまちづくりセンター、いわゆるコミュニティセンターに関して伺います。

かねてより継続審査となっているものと思いますけれども、具体的なコミュニティセンターの使用法というのはどのようになっていますでしょうか。

○（生活環境）小山主幹

コミュニティセンターの件で申し上げますと、町会などの会議やサークル活動に利用していただく会議室を使うというだけではなく、地域の小さな子供から高齢者の方まで気軽に立ち寄っていただきまして、交流していただいたりとか住民活動をしていただくようなスペースも加えた施設を考えております。

○高橋（龍）委員

現状、コミュニケーションだったりとか、そういった場所という位置づけかと思います。朝里にまちづくりセンターを創る会とのやりとりであったりとか、現在の建設に向けての進捗状況というのはどのようになっていますでしょうか。

○（生活環境）小山主幹

平成25年10月から生活環境部の主幹も、企画政策室の主幹と一緒にこちらの懇談会に出席させていただいております。先ほども申し上げましたとおり、早期の建設ということで御要望があるということは受け止めております。今のところ、市の財政状況から考えますと、建設のめどはたっておりませんが、今後も私どももいたしましては、定期的開催されます創る会の定例会に出席して、情報共有をしていきたいと考えております。

○高橋（龍）委員

市としての予算等もあると思いますので、今後の方向性を見ながら我々も改めて前向きに検討していきたいとは思っています。よろしくお願いします。

○委員長

新風小樽の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後4時20分

再開 午後4時53分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

○高野委員

日本共産党を代表して、陳情第 6 号朝里におけるまちづくりセンターの建設方について、採択を求め討論を行います。

先ほど陳情の趣旨説明を聞きましたが、まちづくりセンター建設は長年の住民の要望です。小樽市は、小樽市新総合計画で東南部地区にコミュニティセンターを設置する計画を持ち、第 6 次小樽市総合計画後期実施計画でも活動や交流の拠点となるコミュニティ施設の整備に向けた調査・研究を決めており、平成 19 年 8 月に小樽市主催の新しい総合計画策定のための地域懇談会にて、山田勝磨元市長より、朝里十字街共同住宅跡地にコミュニティセンターを建てたいと回答を得ているところです。子供から高齢者まで地域住民が交流を深め、生活、文化、教養向上のためにも福祉、健康促進を目指して集い活動する上でも、地域住民のまちづくりの活動拠点として最適な場所である朝里十字街空き地に地域興しの核となる公共施設をぜひ建設すべきだと思います。

各会派の賛同をお願い申し上げまして、討論を終わります。

詳しくは本会議で述べさせていただきます。

○中村（誠吾）委員

朝里におけるまちづくりセンターの建設方についての陳情について、採択をお願いする立場で民主党として意見を述べさせていただきます。

今日、市民ニーズが多様化する中、限られた財源を有効に活用するため、情報共有を基本に、ともに考え、行動する協働を柱にしたまちづくりに関する基本的なルールを定めた自治基本条例が施行され、ほぼ 1 年がたったものであります。このことは、議会との関係や市長公約との整合性と問題が明らかになる総合計画の抜本的見直しにもかかわるものと考えます。

そのような基本的な認識を持った中で、今日、朝里・新光の皆さんはなぜセンターが必要か、一つは朝里・新光地区全体のまちづくり活動の拠点、そして地域おこしの核のために、一つとして市民の日常交流、生涯学習スペースのために、一つとして市民生活を支える公的役割を担うためにと考えられているわけです。そして、基本コンセプトも、このように訴えられております。行政に頼るばかりでなく地域の自立した活動の拠点となる施設、ランニングコスト、維持・管理、運営方法についての見通しをしっかりと持つ、一つのスペースを多重化しコンパクトな施設とする、そして自然エネルギー等を活用した施設、一つとしてバリアフリー化で誰もが利用できる施設、一つとして町会館との機能の重複を避け、共存を図るということを基本コンセプトとされています。そして、もう一つは、地域の皆さんがこの間、この予定地域で花壇の作製や小樽雪あかりの路に関するいろいろなイベント、また子供たちの触れ合いの場所としても活用している場所であります。しっかりとこの間、取組を進められていると認識しております。

最後にもう一つ、このことで延期されていくということがありますと、この用地が多分に不安定な要因を持つということも、市の土地ということから離れるということの混乱性も想定ができないわけではないと思い、この陳情につきましては採択していただきたいと願うものであります。

○鈴木委員

自民党を代表し、陳情第 6 号朝里におけるまちづくりセンターの建設方については、継続審査の立場で討論いたします。

今から 14 年前、平成 13 年、朝里地区の共同住宅解体を機に、翌年同地の多目的コミュニティセンターを朝里・新光及びその周辺地区の町民交流と文化の継承等のために建設していただきたいとの願意については、理解すべき

ところもあります。

しかしながら、本市におけるその土地の資産価値に鑑み、その用途については賛否があり、また、建設の主体や予算についても現状未確定な部分が多く、現時点での本陳情の採択は難しいものと考え、継続審査を主張するものであります。

詳しくは本会議で述べますが、各委員の御賛同を求め、討論いたします。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第 6 号について採決いたします。

継続審査とすることに、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数です。

よって、さように決しました。

次に、議案第 8 号及び第 9 号並びに陳情第 1 号及び第 3 号について、一括採決いたします。

議案はいずれも可決と、陳情はいずれも採択と、それぞれ決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

この際、所管事務の調査についてお諮りいたします。

当委員会の所管事務の調査は市民福祉に関する調査についてとし、閉会中も継続して審査することといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。